

第5次平群町障がい者計画・
第7期平群町障がい福祉計画・
第3期平群町障がい児福祉計画

令和6年3月
平 群 町

はじめに



障がい者が孤立せずにその人らしい生活を送るために「人と人とのつながり」の構築が求められています。「人と人とのつながり」の中では、障がい者を、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、世代や背景の異なる誰もが役割を持つことで、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができます。

また、全ての子どもが健やかに成長できるよう支援するために、子どものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細やかな支援を提供することや保護者をはじめ、家族全体を包括的に支援する視点での取組みが重要となっております。

平群町では平成 29 年度に策定した「第 4 次平群町障がい者計画」及び、令和 2 年度に策定した「第 6 期平群町障がい福祉計画・第 2 期平群町障がい児福祉計画」において、障がいのあるなしに関係なく全ての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい、人としての尊厳をもちながらいきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し取組を推進してきました。

今般、現計画で進めてきました基本理念である「地域の力で支え合う安心と笑顔のまちへぐり」を継承し、新たに「第 5 次平群町障がい者計画、第 7 期平群町障がい福祉計画及び第 3 期平群町障がい児福祉計画」を策定し、地域において、住民がつながり支え合う取組を進めていくとともに、平群町に住むすべての人が住み慣れた地域で、お互いを尊重し、その人らしくいきいきと自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました平群町障害福祉施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に深く感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

平群町長 西脇 洋貴

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 国の政策動向について.....	2
3 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ.....	6
4 計画の位置づけ.....	7
5 計画の対象.....	7
6 計画の期間.....	8
7 計画の策定体制.....	8
第2章 平群町の状況.....	9
1 障害者手帳の交付状況.....	9
2 特別支援学級在籍児の状況.....	12
3 アンケート調査結果からみた現状.....	13
4 アンケート調査からの課題.....	31
第3章 基本理念と基本方針.....	34
1 基本理念.....	34
2 基本方針.....	35
第4章 第5次平群町障がい者計画.....	36
計画の体系図.....	36
平群町の重点課題.....	37
1 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる.....	38
2 いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる.....	44
3 いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる.....	52
第5章 第7期障がい福祉計画.....	61
1 前期計画の成果目標の達成状況.....	61
2 成果目標.....	66
3 障害福祉サービスの見込量.....	72
4 地域生活支援事業の見込量.....	78

第6章 第3期障がい児福祉計画.....	87
1 前期計画の成果目標の達成状況.....	87
2 成果目標.....	89
3 障がい児福祉サービスの見込量.....	91
第7章 計画の推進.....	93
1 計画の推進体制.....	93
2 進捗管理.....	94
資料編.....	95
1 平群町障害福祉施策推進協議会設置要綱.....	95
2 平群町障害福祉施策推進協議会委員名簿.....	97
3 策定経過.....	98
4 用語解説.....	99



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化に伴い、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、地域社会において、全ての障がいのある人が安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年5月には「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、町民の生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障がいのある人を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要とされています。

こうした中、本町では、平成29年度に策定した「第4次平群町障がい者計画」及び、令和2年度に策定した「第6期平群町障がい福祉計画・第2期平群町障がい児福祉計画」において、障がいのあるなしに関係なく全ての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい、人としての尊厳をもちながらいきいきと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指し取組を推進してきました。

両計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした「第5次平群町障がい者計画・第7期平群町障がい福祉計画・第3期平群町障がい児福祉計画」を策定します。

|| 2 国の政策動向について

(1) 障がい者計画にかかる動向

障がい者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障がい者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障がい者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障がい者の自立と社会参加の促進、精神障がい者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障がいのある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成18（2006）年には、安定した財源確保のもと、制度の対象に精神障がいを加え3障害共通の制度にすることで、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が施行されました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。平成22年には、「障害者自立支援法」が改正され、発達障がいも精神障がいに含まれるものとして明記されるなどの制度改正が行われました。

平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」が廃止され、地域社会における共生の実現や社会的障壁の除去などが盛り込まれた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、難病等を障がい者の定義に加えることや地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度の利用促進や意思疎通支援の強化などが追加されました。

国では、令和5（2023）年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、すべての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいがある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

（2）近年の障がい者に関するその他の法整備

障がい者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障がい者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28（2016）年に施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。そして、令和6（2024）年には、「障害者差別解消法」の見直しが行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行される予定です。

障がい者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障がいの特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成28（2016）年に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

医療における法整備においては、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、令和3（2021）年には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する「医療的ケア児支援法」が施行されました。

また、平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行され、さらに、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。令和4（2023）年には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行されました。

(3) 障害者基本計画（第5次）の考え

国においては令和5年3月に新たに「障害者基本計画（第5次）」が策定されました。

第4次障がい者計画の見直しにあたっては、「障害者基本計画（第5次）」の基本的な考えを踏まえ、平群町が目指すべき方向性を見直しました。

障害者基本計画（第5次）の基本的な考え

<理念>

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める

<基本原則>

- 地域社会における共生等
- 差別の禁止
- 国際的協調

<各分野に共通する横断的視点>

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(4) 基本的な指針の改正

障がい福祉計画・障がい児福祉計画においては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイントを踏まえ、具体的なサービス供給計画や目標を定めました。

3 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ

障害者基本法による「障がい者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障がい福祉計画」と児童福祉法による「障がい児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

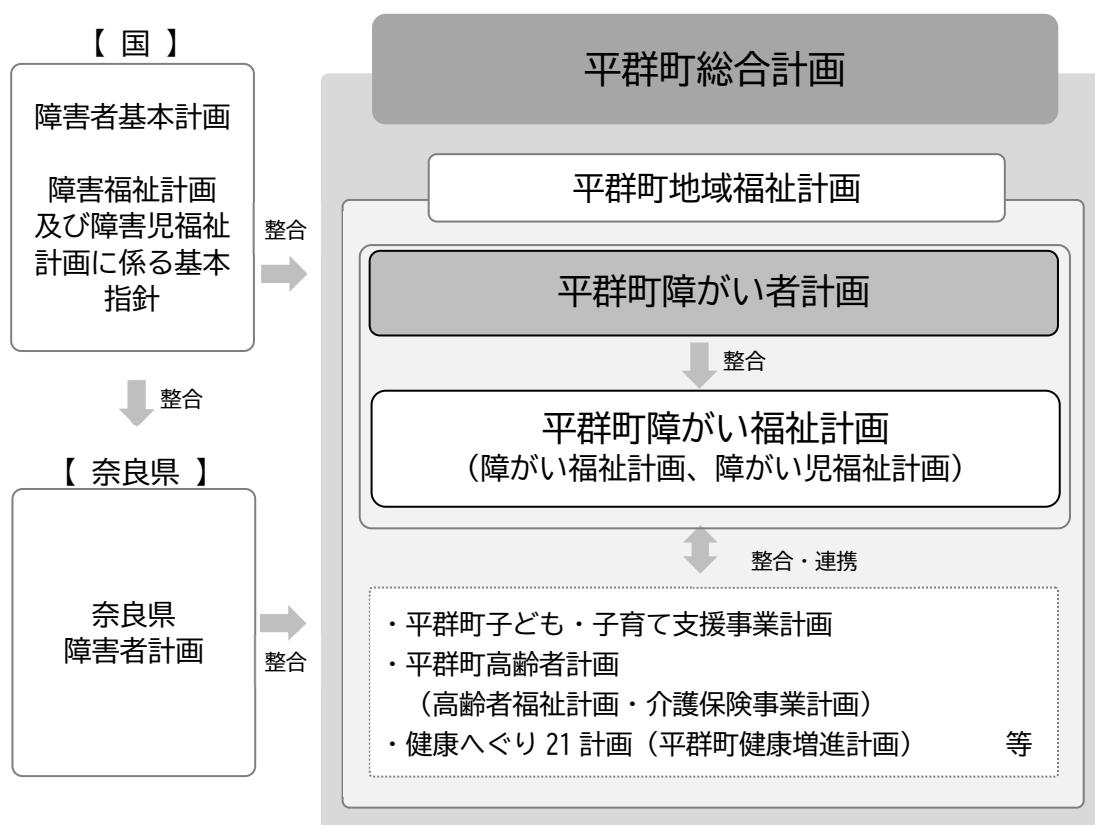
	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画	障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画 (令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	奈良県障害者計画(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)		
平群町	第5次障がい者計画	障がい福祉計画 (第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)	

【「障がい者計画」と「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」の関係と施策体系】

障がい者計画	障がい福祉計画・障がい児福祉計画
<p>障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障がい者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. <u>自立した生活の支援</u>・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進 	<p>「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等を設定するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・入所者地域生活移行 ・精神障害者地域生活移行 ・一般就労移行 ・地域生活支援事業 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援 ・障害児相談支援

4 計画の位置づけ

平群町障がい者計画・障がい福祉計画は、平群町のまちづくりの総合的指針である「平群町総合計画」の将来像や理念を実現させるために、「平群町地域福祉計画」及び「平群町子ども・子育て支援事業計画」、並びに奈良県の「奈良県障害者計画」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、平群町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



5 計画の対象

本計画では、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

本計画では障がい者の定義を、障害者基本法第2条においては、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされていることから、同様の定義とします。

6 計画の期間

「第5次平群町障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画の期間とします。

「第7期平群町障がい福祉計画・第3期平群町障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とします。

平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第4次平群町障害者計画						第5次平群町障がい者計画					
障害福祉計画 (第5期)			障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)					
障害児福祉計画 (第1期)			障がい児福祉計画 (第2期)			障がい児福祉計画 (第3期)					

7 計画の策定体制

幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、学識経験者、サービス事業者、福祉関係者、住民代表からなる平群町障害福祉施策推進協議会により計画内容の審議を行いました。



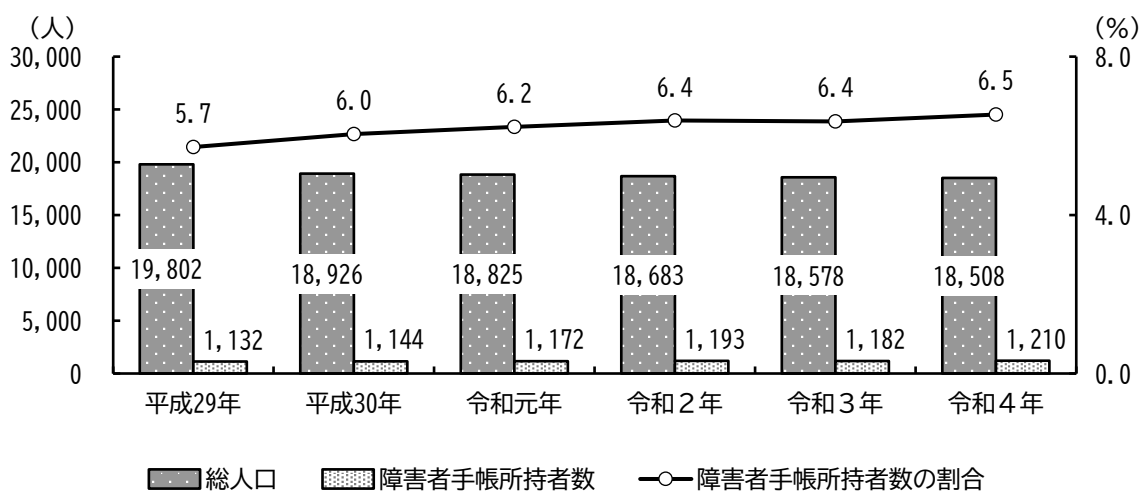
第 2 章

平群町の状況

1 障害者手帳の交付状況

(1) 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和4年9月末日現在 18,508 人で、減少傾向にあります。障害者手帳所持者数は、令和4年9月末日現在 1,210 人で、増加傾向にあり、人口数に占める障害者手帳所持者の割合も 6.5%と増加傾向にあります。

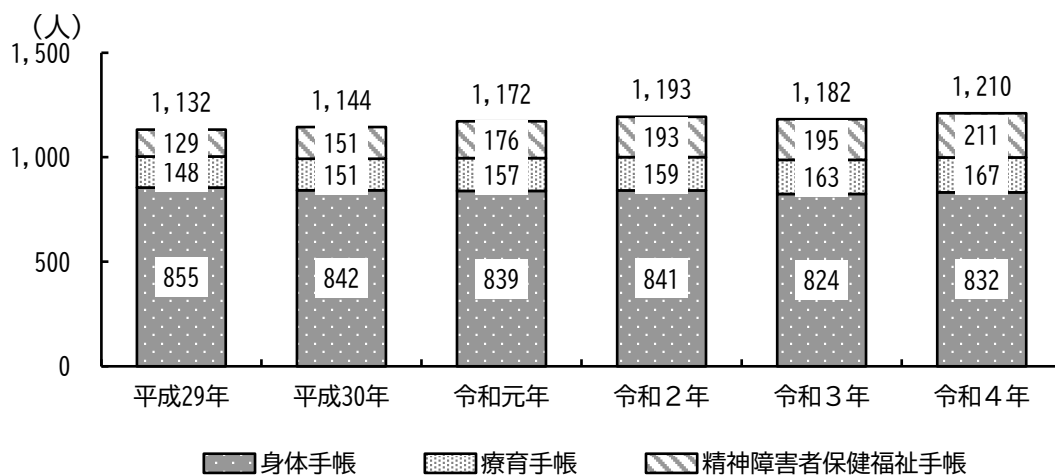


資料：庁内資料(各該当年の9月末日現在)

(2) 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばい状態で、令和4年9月末日現在 832 人となっています。

また、療育手帳所持者数は僅かながら増加傾向にあり、令和4年9月末日現 167 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和4年9月末日現在 211 人となっています。



資料：庁内資料(令和4年9月末日現在)

(3) 年齢別障害者手帳交付状況（令和4年9月末日現在）

年齢別障害者手帳交付状況をみると、身体障害者手帳所持者では、年齢が高くなるにつれ多くなり、特に70歳以上で全体の73.8%を占めています。

療育手帳所持者数では、20～29歳で最も多くなっており、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、50～59歳で最も多くなっています。

単位：人

	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
身体障害者手帳	6	10	13	15	36	43	95	614	832
療育手帳	16	37	39	22	28	16	6	3	167
精神障害者保健福祉手帳	0	5	25	30	49	55	18	29	211

資料：庁内資料(令和4年9月末日現在)

(4) 障害者手帳交付状況

① 身体障がい者の障がい部位別（令和4年9月末現在）

肢体不自由が最も多く、420人と全体の50.5%を占めています。ついで内部障がい者が290人と全体の34.9%を占めています。

	視覚	聴覚平衡	言語・咀嚼	肢体不自由	内部障がい	計
交付人数（人）	49	68	5	420	290	832
交付割合（%）	5.9	8.2	0.6	50.5	34.9	100.0

資料：庁内資料(令和4年度)

② 令和4年度新規交付者の障がい部位別年齢別状況

令和4年度新規交付者の障がい部位別年齢別状況を見ると、内部障がい者が25人と最も多く、ついで、肢体不自由の17人となっています。

単位：人

	0～ 9歳	10～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	計
視覚							1	2	3
聴覚								4	4
言語・咀嚼									0
肢体不自由	1				1	2	3	10	17
内部障がい				1	1		3	20	25
合計	1			1	2	2	7	36	49

資料：庁内資料(令和4年度)

③ 療育手帳所持者の等級別（令和4年9月末現在）

療育手帳所持者の等級別を見ると、B（中軽度）が101人、A（重度）が66人となっています。

単位：人

	18歳未満	18歳以上	計
A（重度）	11	55	66
B（中軽度）	30	71	101
計	41	126	167

資料：庁内資料(令和4年9月末現在)

④ 精神障害者保健福祉手帳の等級別（令和4年9月末現在）

精神障害者保健福祉手帳をみると、2級が113人、3級が61人となっています。

単位：人

	1級	2級	3級	計
交付人数（人）	37	113	61	211
交付割合（％）	17.5	53.6	28.9	100.0

資料：庁内資料(令和4年9月末現在)

2 特別支援学級在籍児の状況

特別支援学級在籍児の状況をみると、令和5年度で小学校における特別支援学級在籍児が68人となっており、増加傾向にあります。

中学校における特別支援学級在籍児は平成29年増加に転じましたが、それ以降は、ほぼ横ばいであり、令和5年度は18人となっています。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	全生徒数(人)	844	806	780	764	759	780	754
	特別支援学級在籍児(人)	35	37	45	60	62	66	68
	特別支援学級在籍児割合(%)	4.1%	4.6%	5.8%	7.9%	8.2%	8.5%	9.0%
中学校	全生徒数(人)	431	437	432	414	382	371	343
	特別支援学級在籍児(人)	20	18	17	17	19	20	18
	特別支援学級在籍児割合(%)	4.6%	4.1%	3.9%	4.1%	5.0%	5.4%	5.2%

資料：庁内資料(当該年度の5月末現在)

|| 3 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

第5次平群町障がい者計画・第7期平群町障がい福祉計画・第3期平群町障がい児福祉計画策定の基礎資料として、調査を実施するものです。

② 調査対象

障害者（18歳以上）：

18歳以上の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者

障害児（18歳未満）：

18歳未満の障害者手帳所持児の保護者、児童通所サービス利用児の保護者、特別支援学級在籍児の保護者、療育教室通所児の保護者、特別児童扶養手当受給者

③ 調査期間

令和5年8月3日～令和5年8月24日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
障害者（18歳以上）	1074 通	652 通	60.7%
障害児（18歳未満）	153 通	77 通	50.3%

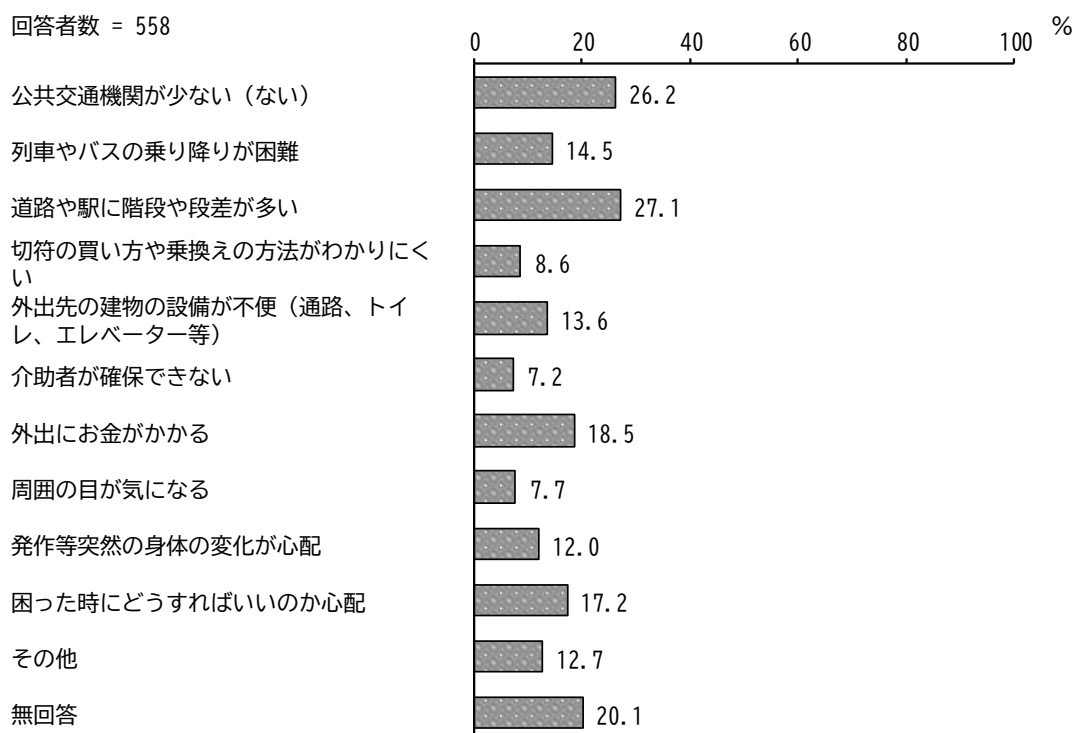
(2) 調査の結果

(2) - 1 障害者(18歳以上)

① 日中活動や就労について

【外出の際に困ること】

「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が27.1%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が26.2%、「外出にお金がかかる」の割合が18.5%となっています。



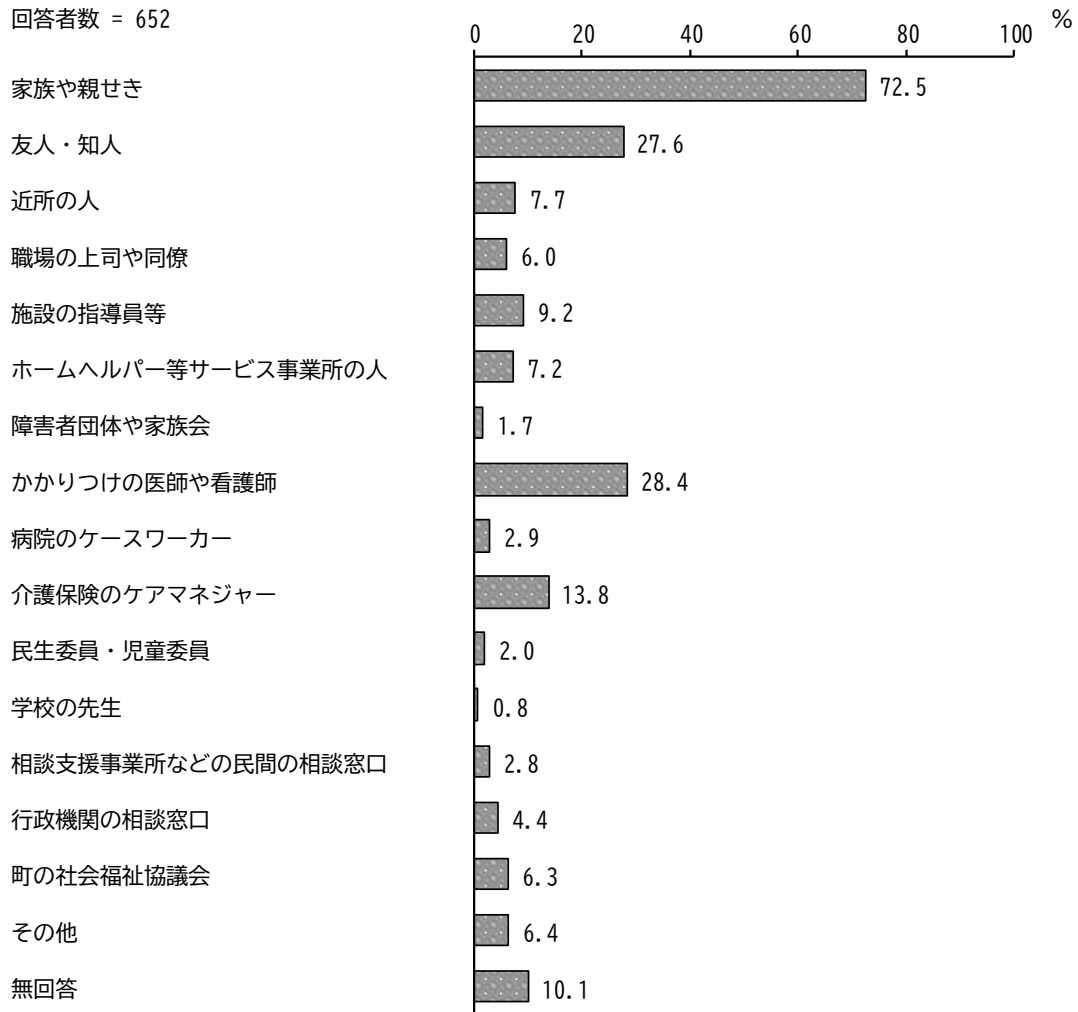
【手帳所持者別】

区分	回答者数(件)	公共交通機関が少ない(ない)	列車やバスの乗り降りが困難	道路や駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーター等)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作等突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答
全体	558	26.2	14.5	27.1	8.6	13.6	7.2	18.5	7.7	12.0	17.2	12.7	20.1
身体障害者手帳	408	26.0	16.7	32.6	5.6	15.0	6.4	12.5	2.5	8.8	12.7	14.0	21.1
療育手帳	68	22.1	14.7	16.2	25.0	14.7	16.2	23.5	16.2	20.6	41.2	10.3	11.8
精神障害者保健福祉手帳	94	33.0	8.5	17.0	14.9	11.7	5.3	44.7	25.5	24.5	24.5	8.5	12.8

② 相談相手等について

【悩みや困りごとの相談先】

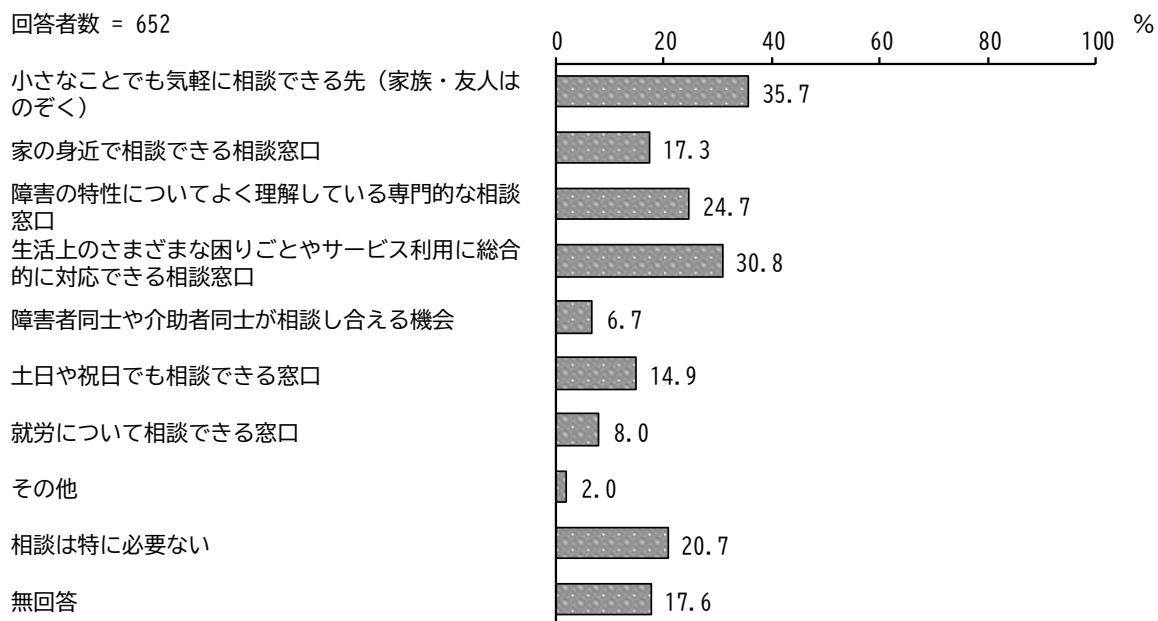
「家族や親せき」の割合が72.5%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」の割合が28.4%、「友人・知人」の割合が27.6%となっています。



【相談について希望すること】

「小さなことでも気軽に相談できる先（家族・友人はのぞく）」の割合が35.7%と最も高く、次いで「生活上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口」の割合が30.8%、「障害の特性についてよく理解している専門的な相談窓口」の割合が24.7%となっています。

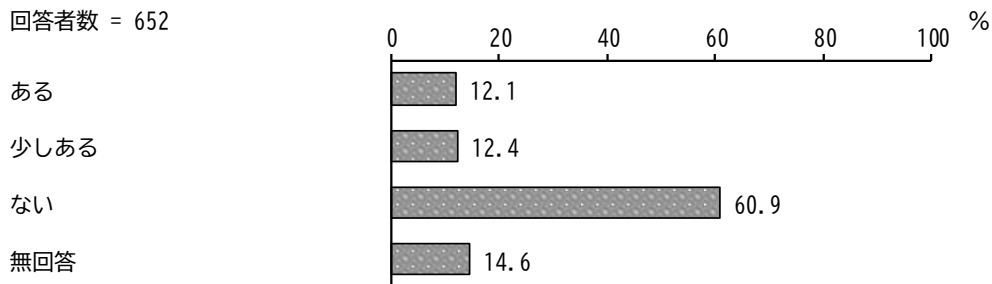
回答者数 = 652



③ 権利擁護について

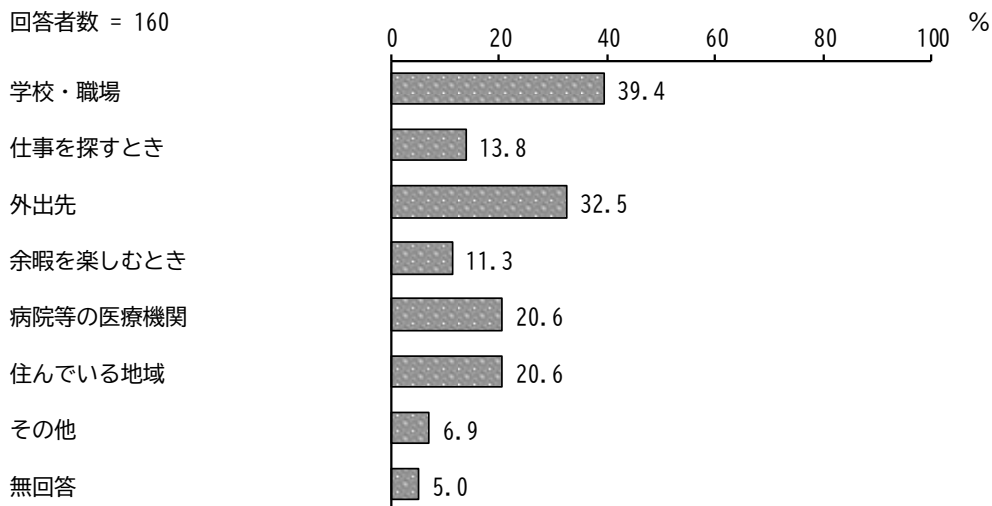
【障害のあることで差別や嫌な思いをしたことの有無】

「ない」の割合が60.9%と最も高く、次いで「少しある」の割合が12.4%、「ある」の割合が12.1%となっています。また、前回調査では「ある」「少しある」の割合が17.1%となっていて、前回より7.4%増加しています。



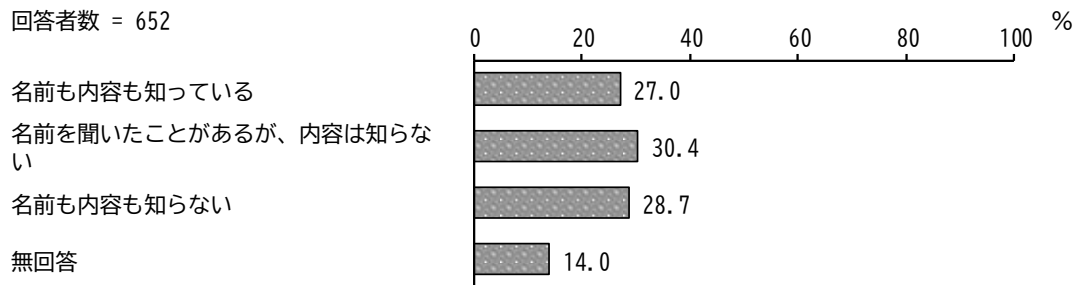
【差別や嫌な思いをした場所】

「学校・職場」の割合が39.4%と最も高く、次いで「外出先」の割合が32.5%、「病院等の医療機関」、「住んでいる地域」の割合が20.6%となっています。



【成年後見制度についての認知度】

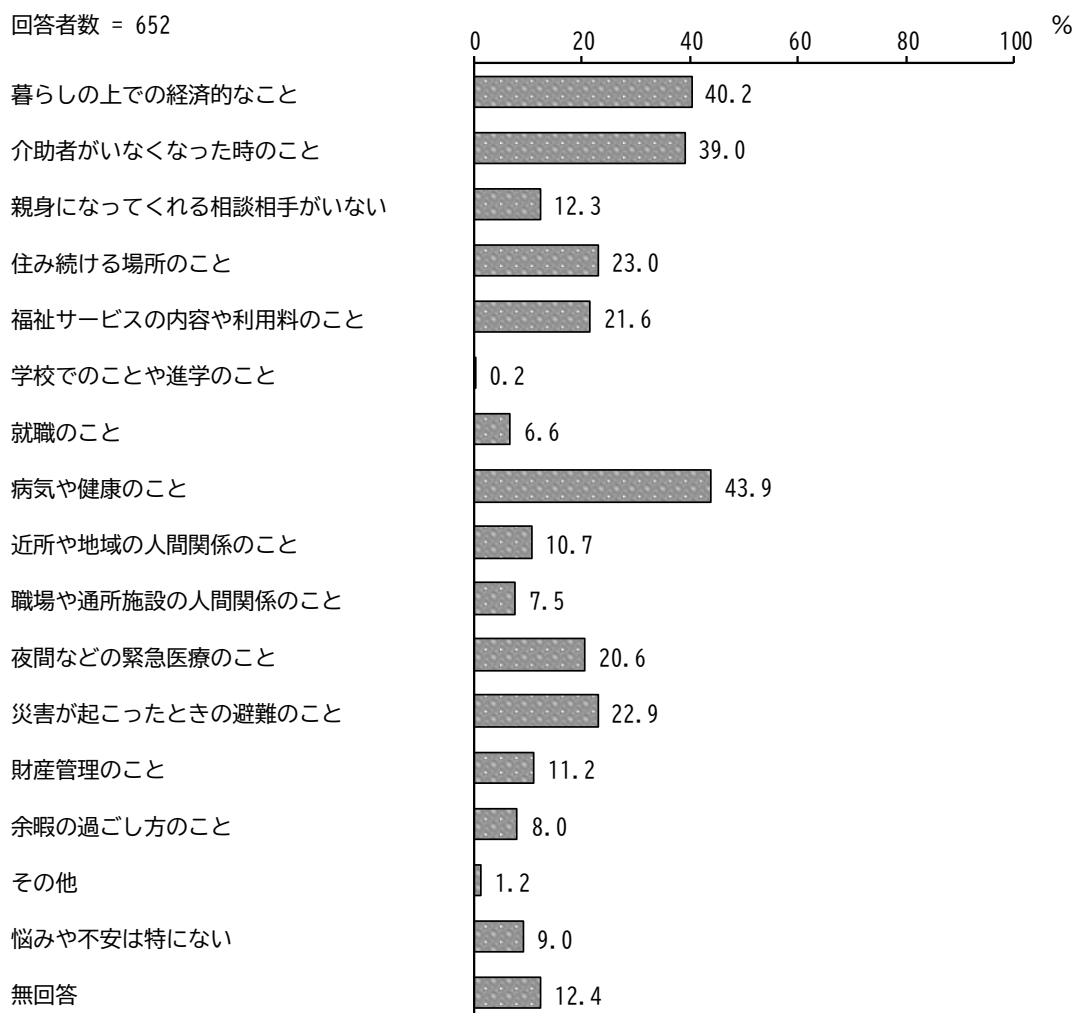
「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が30.4%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」の割合が28.7%、「名前も内容も知っている」の割合が27.0%となっています。



④住まいや暮らしについて

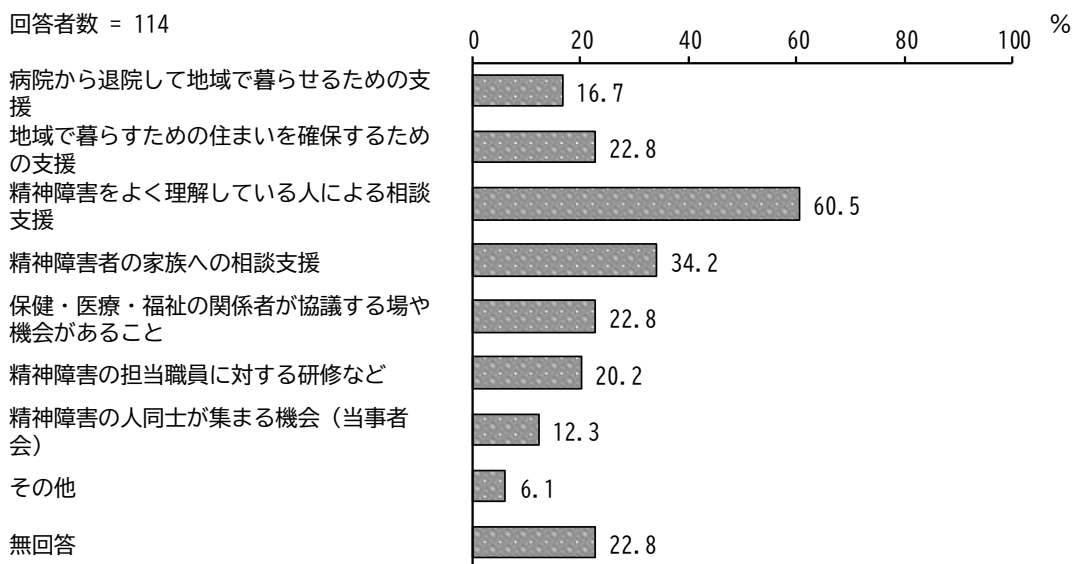
【将来の生活で不安となる項目】

「病気や健康のこと」の割合が43.9%と最も高く、次いで「暮らしの上での経済的なこと」の割合が40.2%、「介助者がいなくなった時のこと」の割合が39.0%となっています。



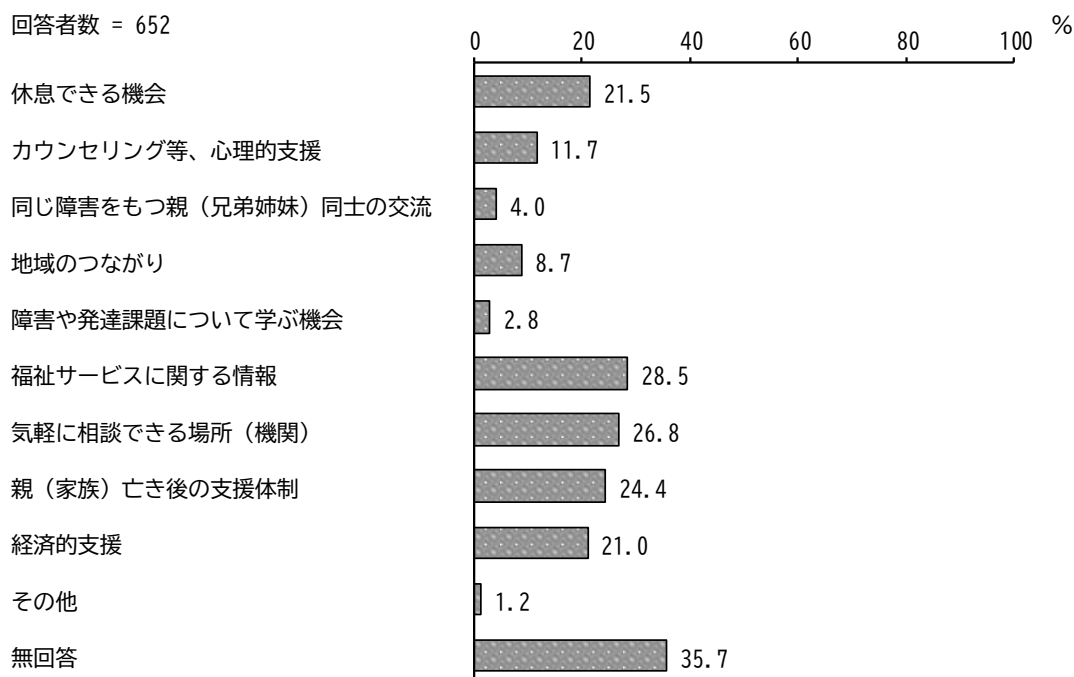
【精神障がい者が地域で暮らすために必要な支援】

「精神障害をよく理解している人による相談支援」の割合が60.5%と最も高く、次いで「精神障害者の家族への相談支援」の割合が34.2%、「地域で暮らすための住まいを確保するための支援」、「保健・医療・福祉の関係者が協議する場や機会があること」の割合が22.8%となっています。



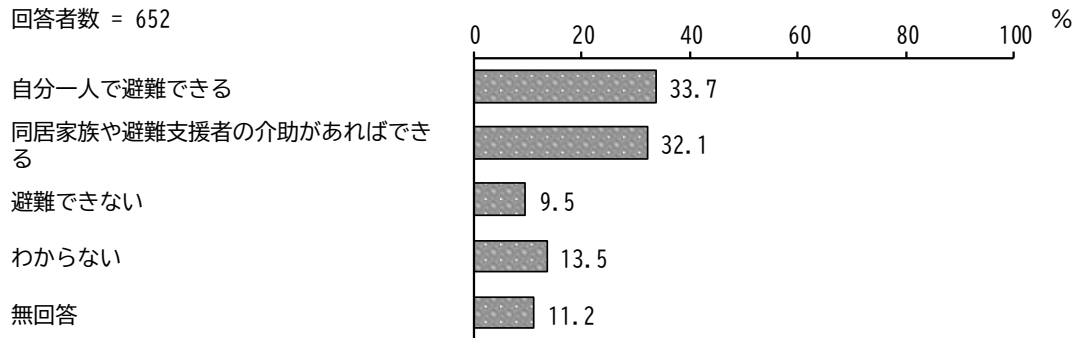
【家族にとって大切な支援】

「福祉サービスに関する情報」の割合が28.5%と最も高く、次いで「気軽に相談できる場所（機関）」の割合が26.8%、「親（家族）亡き後の支援体制」の割合が24.4%となっています。



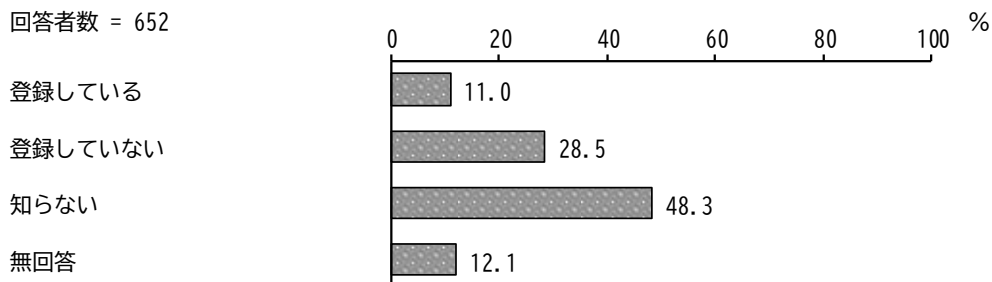
【災害発生時に避難はできるか】

「自分一人で避難できる」の割合が33.7%と最も高く、次いで「同居家族や避難支援者の介助があればできる」の割合が32.1%、「わからない」の割合が13.5%となっています。



【「平群町の避難行動要支援者名簿」の登録状況】

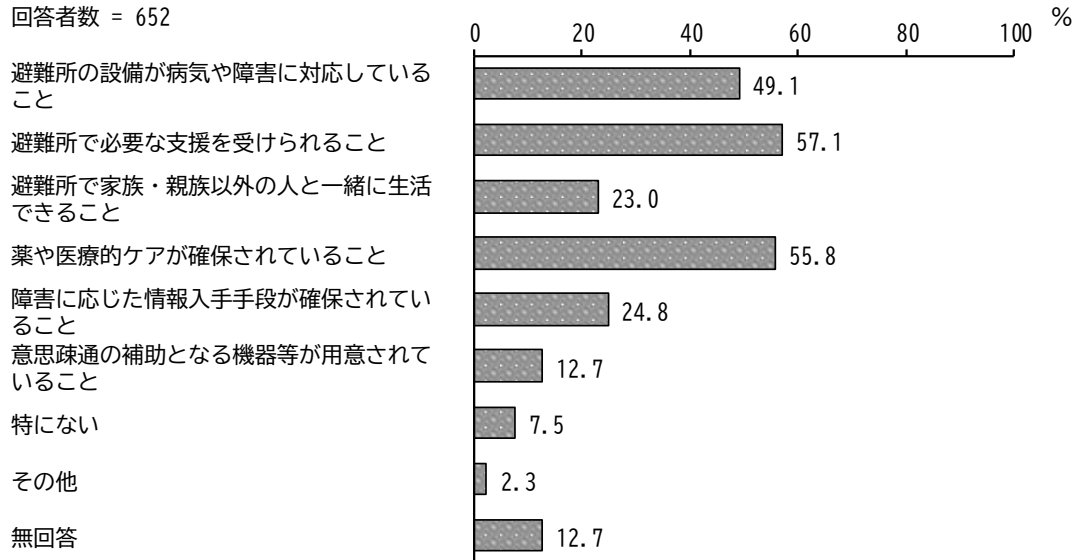
「知らない」の割合が48.3%と最も高く、次いで「登録していない」の割合が28.5%、「登録している」の割合が11.0%となっています。



【災害発生時に、避難所において必要な支援】

「避難所で必要な支援を受けられること」の割合が57.1%と最も高く、次いで「薬や医療的ケアが確保されていること」の割合が55.8%、「避難所の設備が病気や障害に対応していること」の割合が49.1%となっています。

回答者数 = 652

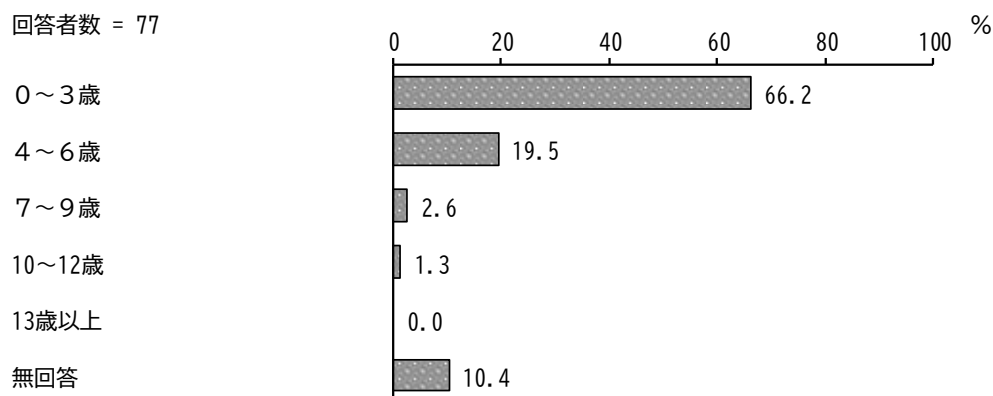


(2) - 2 障害児 (18歳未満)

① お子さんの障害の状況、発達上の特徴について

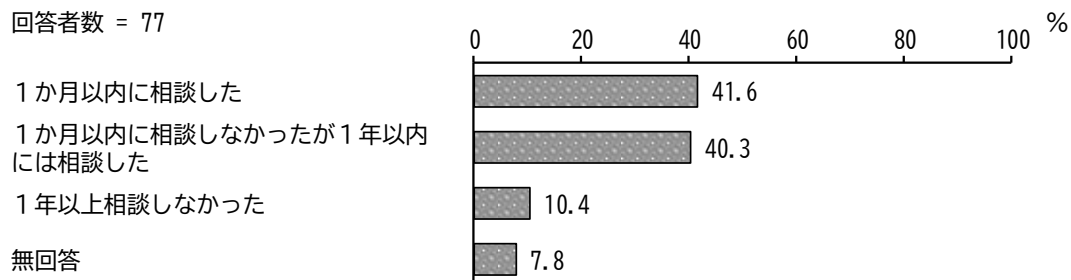
【発達の特徴に気づいた年齢】

「0～3歳」の割合が66.2%と最も高く、次いで「4～6歳」の割合が19.5%となっています。



【発達の特徴に気づいた後、専門機関に相談した時期】

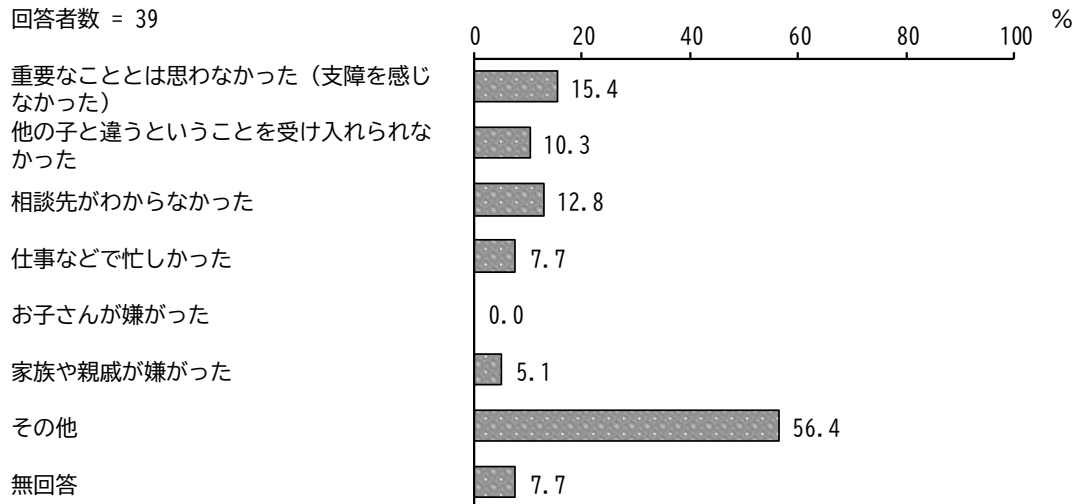
「1か月以内に相談した」の割合が41.6%と最も高く、次いで「1か月以内に相談しなかったが1年以内には相談した」の割合が40.3%、「1年以上相談しなかった」の割合が10.4%となっています。



【すぐに相談しなかった理由】

「重要なこととは思わなかった（支障を感じなかった）」の割合が15.4%と最も高く、次いで「相談先がわからなかった」の割合が12.8%、「他の子と違うということを受け入れられなかった」の割合が10.3%となっています。

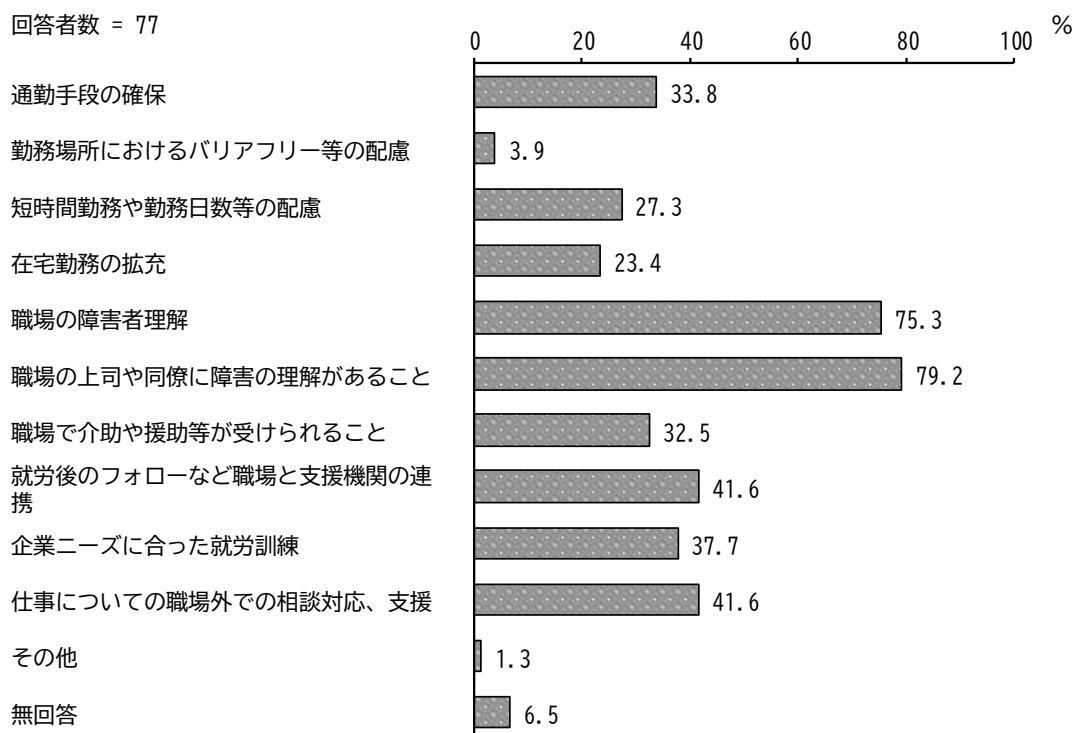
回答者数 = 39



② 住まいや暮らしについて

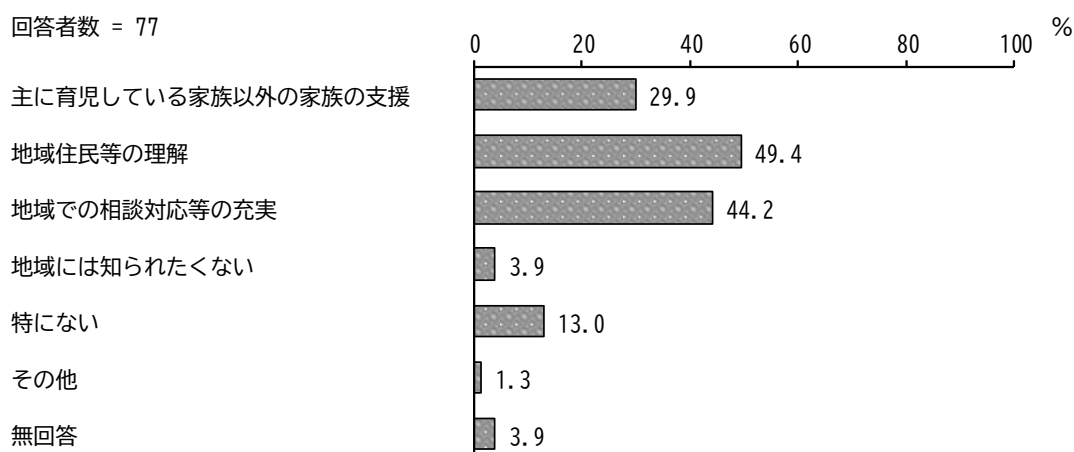
【就労支援に必要なこと】

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が79.2%と最も高く、次いで「職場の障害者理解」の割合が75.3%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」の割合が41.6%となっています。



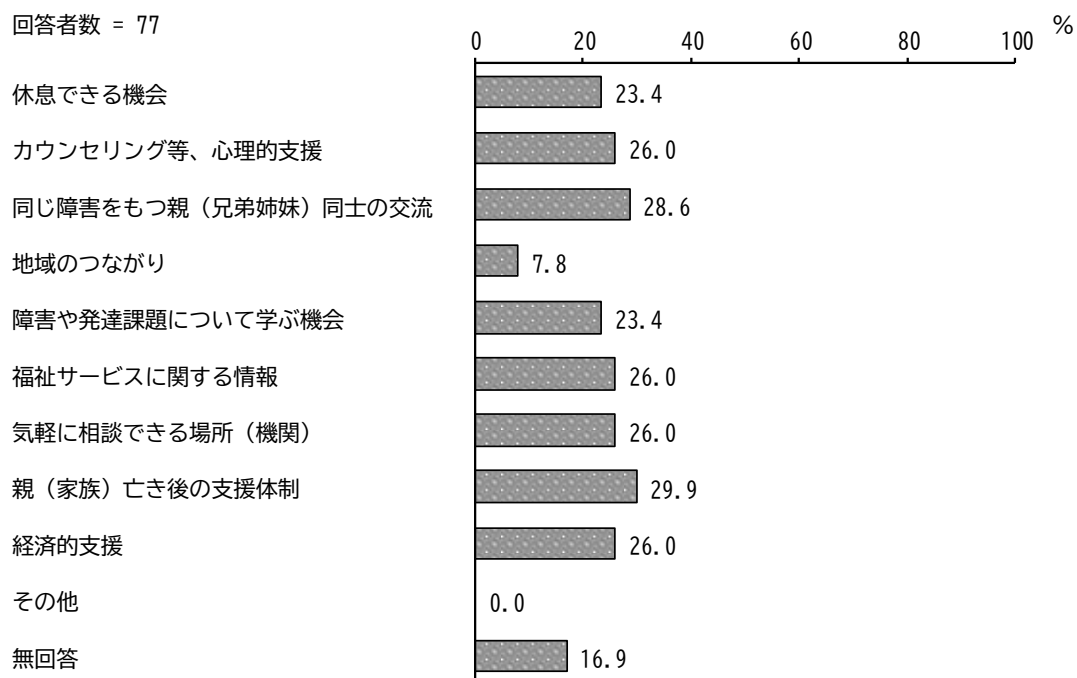
【地域で生活するのに必要なこと】

「地域住民等の理解」の割合が49.4%と最も高く、次いで「地域での相談対応等の充実」の割合が44.2%、「主に育児している家族以外の家族の支援」の割合が29.9%となっています。



【家族にとって大切な支援】

「親（家族）亡き後の支援体制」の割合が29.9%と最も高く、次いで「同じ障害をもつ親（兄弟姉妹）同士の交流」の割合が28.6%、「カウンセリング等、心理的支援」、「福祉サービスに関する情報」の割合が26.0%となっています。

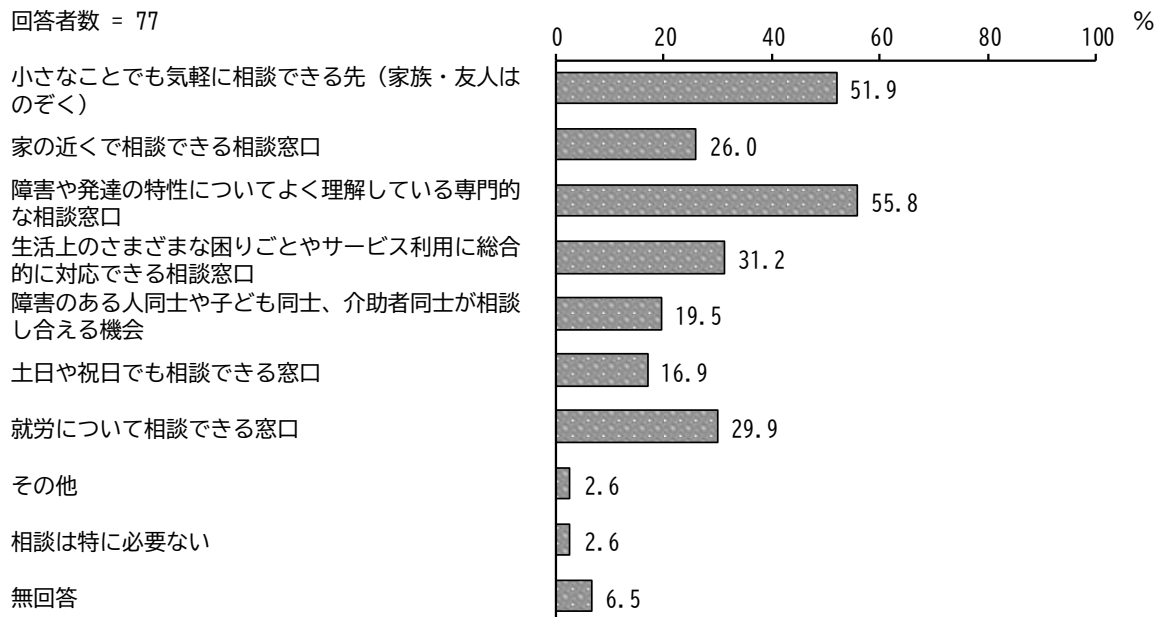


③ 保護者等の相談相手等について

【相談について希望すること】

「障害や発達の特徴についてよく理解している専門的な相談窓口」の割合が55.8%と最も高く、次いで「小さなことでも気軽に相談できる先（家族・友人はのぞく）」の割合が51.9%、「生活上のさまざまな困りごとやサービス利用に総合的に対応できる相談窓口」の割合が31.2%となっています。

回答者数 = 77

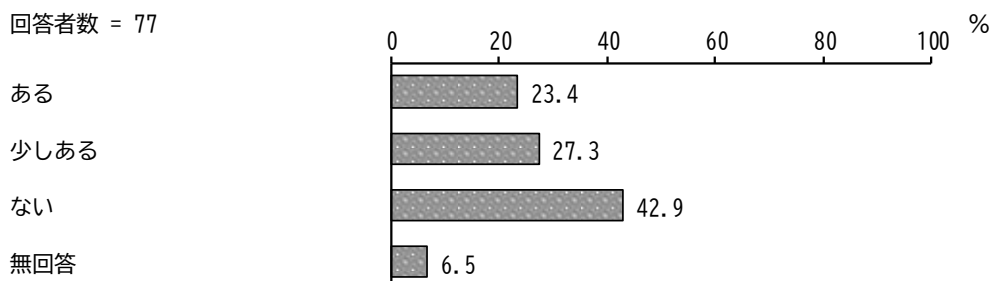


④ 権利擁護について

【障害のあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無】

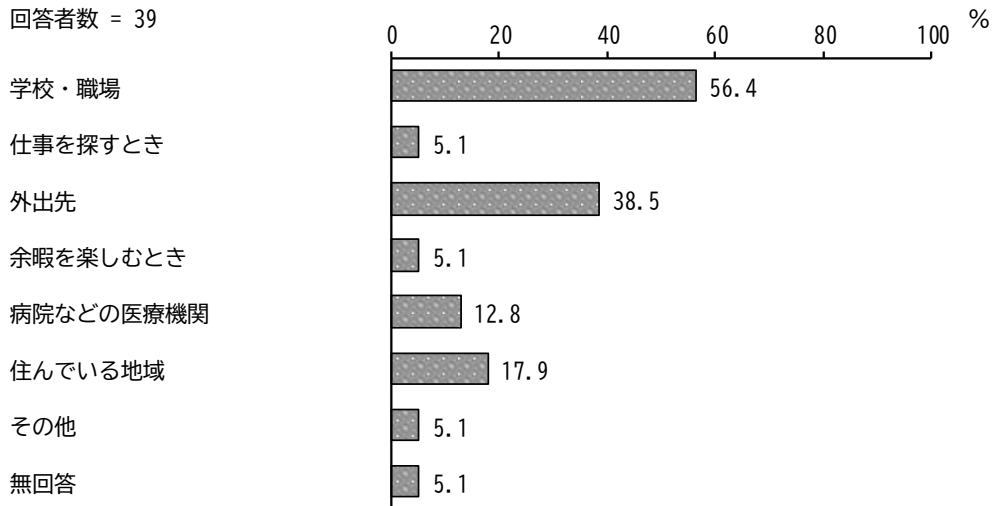
「ない」の割合が42.9%と最も高く、次いで「少しある」の割合が27.3%、「ある」の割合が23.4%となっています。

回答者数 = 77



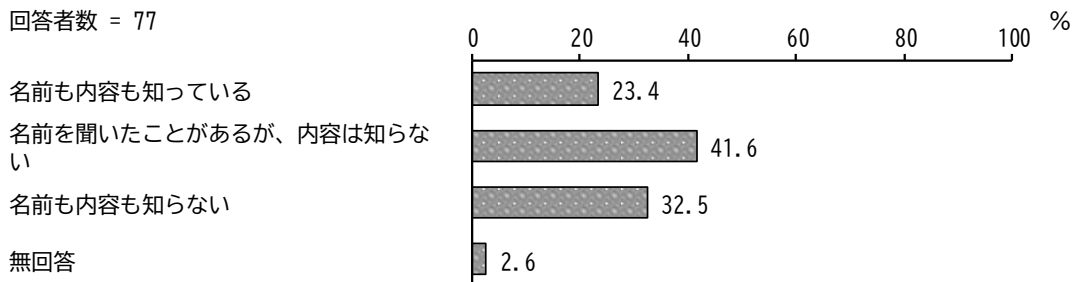
【差別や嫌な思いをした場所】

「学校・職場」の割合が56.4%と最も高く、次いで「外出先」の割合が38.5%、「住んでいる地域」の割合が17.9%となっています。



【成年後見制度についての認知度】

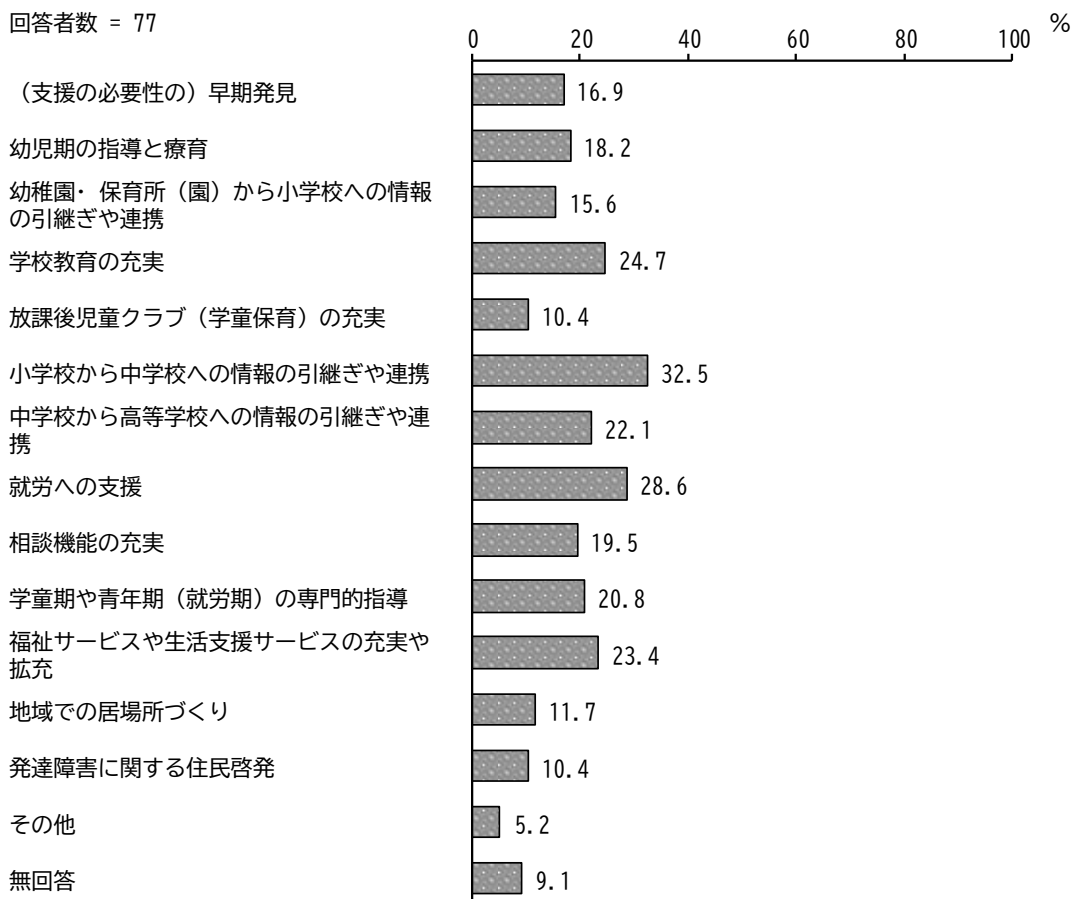
「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が41.6%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」の割合が32.5%、「名前も内容も知っている」の割合が23.4%となっています。



⑤ これからの平群町に力を入れて欲しい取り組みについて

【平群町に力を入れて欲しい取り組み】

「小学校から中学校への情報の引継ぎや連携」の割合が32.5%と最も高く、次いで「就労への支援」の割合が28.6%、「学校教育の充実」の割合が24.7%となっています。



(3) 障害福祉の事業所等の関係機関・支援団体への調査

本町の住民が利用しているサービス事業所等の関係機関および本町の支援団体へのアンケート調査を通して、障害福祉の実態把握に努めました。

サービス事業所

事業所等の種別	事業所等名
居宅介護	平群町社会福祉協議会
生活介護	大空の家
共同生活援助	ピアノの森
就労移行支援	ぷろぼの
就労継続 A 型	ハーブ東生駒
就労継続 B 型	ひとつぶのたね
障害者就業支援センター	ライク
入所施設	大淀園
児童発達支援・放課後デイ	えがおがいっぱい
医療機関	ハートランドしぎさん

支援団体

関係団体名
平群町民生委員・児童委員協議会
平群町手をつなぐ育成会
西和家族会
平群町身体障害者福祉会
平群町聴覚障害者協会
平群町社会福祉協議会
手話の会あゆみ
OHP へぐり
録音グループ鈴の音
点訳サークルどんぐり

4 アンケート調査からの課題

(1) 支え合う地域づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送るためには、地域住民が障がいのある人との共生を志向し、そのための施策の充実を含む様々な環境の整備を図りながら、障がいのある人自身が主体性を持って生活を送るための力をつけていくことが重要です。

障がい者調査によると、障害のあることで差別や嫌な思いをする（した）ことが“ある”と回答した方が2割半ばとなっており、特に、知的障がい、精神障がいでの差別や嫌な思いをした方が多くみられています。また、障がい児調査によると、お子さんに障害のあることで差別や嫌な思いをする（した）ことが“ある”と回答した方が約半数となっています。障がいを持っていることで差別を受けたり不快な思いをすることがないように、障がいに対する理解の促進や、誰もが交流できる機会の充実を図っていく必要があります。

障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。障がい者調査によると、悩みや困ったことの相談相手について、「家族や親せき」が72.5%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が28.4%、「友人・知人」が27.6%となっています。障がいのある人やその家族が身近な相談から専門的な相談まで行えるよう、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

地域で安心して日常生活を送るためには、日常的な防災対策や防犯活動が重要であり、日頃から障がいのある人に対する正しい知識の普及、支援体制の充実など、障がい特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がいのある人や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域全体で取り組んでいくことが必要です。

(2) 安心できる生活環境と支援体制の構築

障がい者が地域で暮らす上で、住まいの確保、生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など複合化するニーズへの対応を強化するために、これらのサービスを相互に又は一体的に利用できるよう、包括的な視点で支援できる体制づくりが求められます。

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加を困難にしている様々なバリア（社会的障壁）を取り除くことが必要となります。障がい者調査によると、外出する時に困ることについて、「道路や駅に階段や段差が多い」が27.1%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない（ない）」が26.2%、「外出にお金がかかる」が18.5%となっています。特に、知的障がいで「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が、精神障がいで「外出にお金がかかる」の割合が高くなっています。すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

将来の生活において不安となる項目について障がい者調査で尋ねたところ、「病気や健康のこと」が43.9%と最も高くなっています。障がいのある人の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測され、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要です。また、障害福祉サービスにおいても、サービス等利用計画の定期的な見直しを行い、ライフステージや障がいの状況に応じて必要となるサービスを適切に提供することが必要となります。

障害のある人の生きがいの創出や社会参加のために一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進が重要となっています。障がい児調査によると、お子さんが就労することになった場合の就労支援に必要なことについて、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が79.2%と最も高く、次いで「職場の障害者理解」が75.3%、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が41.6%となっています。今後も継続して障がいへの理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが必要です。

(3) 途切れない支援体制の構築

ライフステージの変化とともに、サービスの提供主体や支援機関が変わること、それまでの支援が途切れてしまわないように、ライフステージのつなぎ目における重層的な仕組みづくりが求められています。

障がいや発達に遅れのある子どもに対して、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。お子さんの発達の特徴に気づき、すぐに専門機関等に相談したかについて、「1か月以内に相談しなかったが1年以内には相談した」が約4割、「1年以上相談しなかった」が約1割となっており、約半数の方がすぐに相談しなかったと回答しています。すぐに相談しなかった理由については、「重要なこととは思わなかった（支障を感じなかった）」が15.4%と最も高く、次いで「相談先がわからなかった」が12.8%、「他の子と違うということを受け入れられなかった」が10.3%となっています。乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

学齢期において、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備が必要です。障がい児調査によると、これからの平群町に力を入れて欲しい取り組みについて、「小学校から中学校への情報の引継ぎや連携」の割合が32.5%と最も高く、次いで「就労への支援」の割合が28.6%、「学校教育の充実」の割合が24.7%となっています。インクルーシブ教育の視点を持つ教員を育成し個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることが必要です。

青壮年期において、障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、継続して就労し、経済的に安定していることが重要であり、そのためには、就労支援実施機関による就労移行支援やジョブコーチ等による就労定着支援の推進が必要です。また、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知についても推進していく必要があります。

高齢期において、障がい者・児の両調査によると、家族にとって大切な支援について、「親（家族）亡き後の支援体制」が高い割合になっており、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が必要です。また、障がいのある人が高齢になっても安心してサービスが受けられるよう、支援のあり方を検討し充実させる必要があります。



基本理念と基本方針

1 基本理念

障がい者が孤立せずその人らしい生活を送るために「人と人とのつながり」の構築が求められています。「人と人とのつながり」の中では、障がい者を、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、世代や背景の異なる誰もが役割を持つことで、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができます。

本計画の基本理念については、これまでの障がい福祉施策の取り組みとの連続性、整合性から第4次計画の理念「地域の力で支え合う安心と笑顔のまちへぐり」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、地域において、住民がつながり支え合う取り組みを進めていくとともに、平群町に住むすべての人が住み慣れた地域で、お互いを尊重し、その人らしくいきいきと自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

【 基 本 理 念 】

地域の力で支え合う安心と笑顔のまちへぐり

2 基本方針

(1) 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる

地域共生社会を実現するため、地域住民が障がい者との共生を志向し、そのための施策の充実を含む様々な環境の整備を図りながら、障がい者自身が主体性を持って生活を送るための力をつけていくことも重要です。

障がいのある人もない人も、様々な交流機会を通じ、生きがいをともに作り、高め合いながら、また支え合いながら暮らせる地域づくりを進めます。

(2) いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる

障がい者が地域で暮らす上で、住まいの確保や生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など広範での支援が求められます。

複合化するニーズへの対応を強化するために、関係機関等を連携を図り、これらのサービスを相互に又は一体的に利用できるよう、重層的・包括的に支援できる体制を進めます。

(3) いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる

ライフステージの変化とともに、サービスの提供主体や支援機関が変わることで、それまでの支援が途切れてしまわないように、ライフステージに応じて切れ目ない支援のできる仕組みづくりを関係機関で連携して推進します。

また、ライフステージごとに変化する状況やニーズに即した支援に対応するためにも、関係機関が各々の役割を果たしながらも重層的に支援する仕組みづくりを進めます。



第5次平群町障がい者計画

計画の体系図

理念	基本方針	基本施策	取組内容
地域の力で支え合う安心と笑顔のまちへぐり	Ⅰ 一人ひとりが主体となつて、みんなで支え合う地域をつくる	人権尊重・権利擁護	①人権の尊重 ②権利擁護 【重点】 ③障がいや障がい者への理解の促進 ④交流機会の拡充 ⑤虐待の早期発見や防止に向けた取組
		相談・情報提供	①相談支援 【重点】 ②情報提供
		地域の支え合い	①支援者の養成、育成 ②地域福祉活動 ③ヤングケアラーを含む家族介護者への支援
		安全・安心対策	①防災、感染症対策 【重点】 ②防犯 ③緊急時の対応
	Ⅱ いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる	バリアのない生活環境	①公共施設の整備 ②交通環境 ③情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援 ④女性の障がい者への支援 ⑤ユニバーサルデザインの推進 ⑥「心のバリアフリー」の推進
		保健・医療	①健康増進 ②医療的ケア児への支援の充実 ③専門職の配置 【重点】
		障がい福祉サービス	①障がい福祉サービス等の推進 ②外出支援 ③経済的負担の軽減
		社会参加のための支援	①関係機関との連携 ②就労の機会の拡充 ③地域活動や余暇への支援 ④文化芸術活動・スポーツ等の振興
		居住環境の支援	①住宅改修 ②居住環境の充実
	Ⅲ いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる	新生児～就学前	①早期発見と早期対応 ②療育 ③保育と就学教育 ④切れ目のない支援
		学齢期	①学校教育 ②休日・放課後対策 ③インクルーシブ教育 ④切れ目のない支援 ⑤特別支援学級、特別支援学校の充実
		青壮年期	①中途障がい者の予防と対策 ②経済的自立の支援 ③切れ目のない支援 ④就労移行支援、就労定着支援
		高齢期	①中途障がい者の予防と対策 ②重度化の予防と対策 ③切れ目のない支援 ④親亡き後の生活を地域全体で支える 地域生活支援拠点等の整備

|| 平群町の重点課題

(1) 権利擁護の推進

障がいのある人が住み慣れたまちで安全に暮らしていくためには、「権利擁護」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせません。

成年後見制度の認知度は十分ではなく、今後も制度等について、当事者に対しても周知していく必要があります。そして、成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思を尊重し、その能力を生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

(2) 相談支援の充実

障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。

身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

(3) 災害に弱い立場の人への支援の充実

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進及び広域、圏域における援護体制の強化を図っていくことが必要です。

避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体での取り組みが求められます。

(4) 専門的な支援の充実

子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うことが求められています。周産期から乳幼児期、教育の場等において、一人ひとりの成長段階に応じた支援が必要です。

また、精神障がい者において、地域で暮らすために必要な支援として、障がい特性を理解している専門的な相談支援が求められており、専門性の高い支援を行う支援体制の確保が必要です。

1 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる

【町のこれまでの取り組みにおける課題】

- 地域生活支援拠点の整備を進めていくにあたり、受け入れに協力できる事業所の数が少ないことが課題となっています。(福祉こども課)
- 相談支援体制を充実していくため、障がい者が一人暮らしする際の悩みや問題について把握する必要があります。(福祉こども課)
- 西和7町の取り組みとして精神当事者会の立ち上げ支援を行いました。継続していけるよう、適宜支援を行う必要があります。(福祉こども課)
- こども園において、平和・人権の集いを通して、考える場を設け、啓発に努めていますが、テーマが多岐に渡り、障がいについて考える機会を持つことが難しい面がみられます。(教育委員会(こども園))
- 障がい者に対する「心無い言動」や「差別的な発言」への指導が、未だ絶無に至っていない。引き続き、人権尊重の根幹課題として取り組んでいく。(教育委員会)
- 防犯対策において、各大字・自治会における防災組織の組織化は一定の成果を挙げていますが、防犯の組織化までは至っていない状況です。(住民生活課)

(1) 人権尊重・権利擁護

【取組方針】

障がいのある人と障がいのない人がともに助け合いながら暮らしていくことができる「共生社会」を目指すためには、障がいのない人の障がいや障がい者に対する理解を深めることが欠かせません。普及啓発には、知識を得るだけでなく、障がい児、障がい者との交流を通して、共感と理解を深める機会の拡充に努めます。

【施策】

①人権の尊重

取組項目	取組内容	担当課
啓発	「差別をなくす強調月間」の啓発を行います。	総務防災課
相談	法律相談を月2回(第1・3火曜日)実施します。	政策推進課
	人権相談を月1回(第1火曜日)実施します。	総務防災課

取組項目	取組内容	担当課
学習機会の提供	各種団体（民生委員や長寿会等）への人権学習を行います。人権問題地区別懇談会での人権学習を実施します。また、社会教育団体（子ども会、PTA等）に対し、人権教育指導者学習講座を行います。	教育委員会

②権利擁護 【重点】

取組項目	取組内容	担当課
成年後見制度の周知と利用支援	普及啓発と相談対応の充実を図ります。	福祉こども課
日常生活自立支援事業	本人の能力を引き出しながら、生活や権利を守る支援をします。	福祉こども課 （社協）

③障がいや障がい者への理解の促進

取組項目	取組内容	担当課
広報等の活用	広報紙やホームページを通して、様々な障がい特性や障がい者への理解を促します。	福祉こども課
行政出前講座	行政出前講座等において、地域住民を対象とした福祉に関する学習の機会を提供します。	福祉こども課
小中学校での取り組み	学校教育の場を通じて、障がいや障がい者に対する理解を深める機会を持ちます。	教育委員会 福祉こども課
こども園での取り組み	幼児教育や保育の場を通じて、障がいや障がい者に対する理解を深める機会を持ちます。	教育委員会 （こども園）
ヘルプマークの普及	ヘルプマークの普及に努め、障がいに対する理解と合理的配慮を促します。	福祉こども課
あいサポート運動の促進	あいサポート運動を促進することで、あいサポーターを増やし、様々な障がい特性や障がい者への理解を促します。	福祉こども課

④交流機会の拡充

取組項目	取組内容	担当課
スポーツを通しての交流	障がいのある人と障がいのない人との相互理解を深めるため、ともに楽しめるスポーツ活動等の機会を設けていきます。	教育委員会
障がい福祉事業所等の地域開放の促進	西和7町障害者等支援協議会に参画している障がい福祉事業所が主催する地域開放型イベントの啓発を通して、障がいのある人との交流の機会を提供します。	福祉こども課

⑤虐待の早期発見や防止に向けた取組

取組項目	取組内容	担当課
障がい者虐待防止対策	障がい者虐待防止の啓発と相談対応の充実を図ります。 関係機関と連携し、障がいのある人への虐待の防止及び早期対応、養護者への支援に努めていきます。	福祉こども課

(2) 相談・情報提供

【取組方針】

障がい者が地域で自立して社会参加していく上での多様なニーズに応じて、適切な機関との連携強化、生活環境に応じた相談窓口の体制整備に努めます。

障がいの種別や年齢等、障がい者個別のニーズに応じたわかりやすい情報提供の充実や伝達方法等を工夫し、合理的配慮に向けた取り組みと情報提供に努めます。

【施策】

①相談支援

【重点】

取組項目	取組内容	担当課
地域生活支援拠点の整備	西和7町障害者等支援協議会にて、生活支援拠点の面的体制整備を進めます。	福祉こども課
児童発達支援センターの整備	西和7町障害者等支援協議会にて、児童発達支援センターを利用できる体制の確保を進めます。	福祉こども課
相談支援体制の充実	施設入所や共同生活援助から一人暮らしへの移行や精神科病院からの退院等をする時の相談や生活支援として、自立生活援助事業を進めます。	福祉こども課
民生委員やボランティアによる相談支援	民生児童委員やボランティアによる相談支援を行います	福祉こども課 (社協)

②情報提供

取組項目	取組内容	担当課
あすなろの発行	サービス・制度等の内容、手続きの方法を掲載した「あすなろ」を窓口等で配布、ホームページに掲載し、情報提供します。	福祉こども課

広報・ホームページの充実	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも見やすい広報の作成に努めます。 また、ホームページにおいても平群町ウェブアクセシビリティ方針に基づき、高齢者や障がい者の方も含め、誰もがウェブ上で提供される情報や機能を支障なく利用しやすいホームページを目指し運営に努めます。	福祉こども課 政策推進課
民生児童委員や障がい者団体への情報提供	民生児童委員や障がい福祉の関係団体に、必要や要望に応じて情報提供を行います。	福祉こども課 (社協)

(3) 地域の支え合い

【取組方針】

障がいの有無にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、支え合いながら暮らせる地域を目指して、地域住民が主体的にと取り組める体制の充実を図ります。

【施策】

①支援者の養成、育成

取組項目	取組内容	担当課
ボランティアの養成、育成	社会福祉協議会を拠点に、ボランティアを身近に感じてもらえるような仕組みをつくりつつ、身近な地域における障がい者支援のボランティアの養成や育成を行います。	福祉こども課 (社協)
民生委員・児童委員等の活動支援	民生児童委員協議会の会議等で障がい者の理解を深める講習会を行い、地域で障がい者が孤立しない見守りへと繋がります。	福祉こども課 (社協)

②地域福祉活動

取組項目	取組内容	担当課
小地域ネットワーク	小地域ネットワークを通して、障がい者が気軽に地域の方々と交わる機会をつくります。	福祉こども課 (社協)
小中学校での取り組み	小中学校において障がい福祉のボランティアと交流が図れるような機会を持ちます。	教育委員会
障がい者団体等との懇談会	各種障がい者団体等との懇談会を開催し、障がい者と家族の現状とニーズ把握に努めます。	福祉こども課

③ヤングケアラーを含む家族介護者への支援

取組項目	取組内容	担当課
家族介護者への支援	窓口対応や関係機関からの情報をもとに、ヤングケアラーを含む家族介護者の心身の健康状態についても把握し、関係機関等と連携し、家族介護者等の心身の負担を軽減するために必要なサービスの提供を推進します。	福祉こども課
家族介護者や保護者同士の交流	既存の家族会の周知の強化と併せ、必要に応じて、家族間同士が交流できるように努めます。	福祉こども課

(4) 安全・安心対策

【取組方針】

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を図り、防災・防犯対策、緊急時通報体制の普及を進めます。

犯罪被害に遭わないよう地域での見守りを強化したり、災害時の避難を地域で支援できるよう、避難行動要支援者情報の把握・共有や災害情報の提供や避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

【施策】

①防災、感染症対策

【重点】

取組項目	取組内容	担当課
防災知識の普及	「防災・減災」に関する啓発活動を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知に努めます。	総務防災課
避難行動要支援者対策の充実	避難行動要支援者の一層の把握に努めるとともに、災害時における地域ぐるみの避難支援体制の確立に努めます。また、情報提供や情報共有による迅速な対応に努めます。	総務防災課
福祉避難所の確保	避難対象者に対応した福祉避難所の確保を進めます。また、避難先での具体的な支援方法や各支援者の役割分担を検討します。	総務防災課 福祉こども課
感染症対策	感染症が拡大し、緊急事態宣言が発せられるような状況下においても、様々な障がい福祉サービスが可能な限り継続できる様、支援に努めます。	福祉こども課

②防犯

取組項目	取組内容	担当課
防犯知識の普及	防犯知識に関する情報提供に努めます。また、各障がい者団体からの要望に応じた情報を提供できるように努めます。	住民生活課
防犯対策の推進	自主防犯組織の設立を推進し、防犯対策に努めます。また、「防災」と「防犯」を一体として取り組む展開を推進します。	住民生活課
消費者の保護並びに相談の推進	悪質な訪問販売や契約行為を未然に防止するため、消費生活相談員による相談や行政出前講座、広報による啓発などを実施します。	観光産業課

③緊急時の対応

取組項目	取組内容	担当課
緊急通報システムの普及	重度の身体障がい者等に緊急通報装置等を貸与し、急病または事故の緊急事態に対処します。制度の周知を図りながら引き続き実施します。また、事業には近隣協力者が必要なことから、地域住民への啓発に努めます。	福祉こども課
NET119の啓発	聴覚や言語機能に障がいのある人が携帯電話等を使用して、119番通報をするNET119の啓発に努めます。	総務防災課 福祉こども課

2 いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる

【町のこれまでの取り組みにおける課題】

- 手話奉仕員の派遣方法について、より聴覚障害者のニーズに沿えるようにしていく必要があります。また、社会福祉協議会委託により、奉仕員の養成講座を定期的に開催していますが受講者が少ない状況です。(福祉こども課(社協))
- 優先調達推進法に基づき、庁内各課に協力依頼し、受注機会の推進に努めていますが、活用が一定の業務のみにとどまっています。(福祉こども課)
- 広報について、高齢化による各自治会での配布が困難などの声もあり、今後、様々な手法・媒体の活用の検討が必要です。(政策推進課)
- 交通安全施設の整備について、地元の要望及び通学路の合同点検結果に基づき実施していますが、老朽化した施設の維持管理が課題となっています。(都市建設課)
- 交通安全教室等の開催については、活動の担い手が減少傾向にあり、新たな担い手の掘り起こしが必要です。(住民生活課)

(1) バリアのない生活環境

【取組方針】

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報が得られず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実するとともに、令和4年4月に制定された「平群町手話言語条例」の周知を進めます。

また、女性の障がい者が複合的に困難な状況に置かれる場合が多く見受けられることから、性別を理由とする差別の解消に向け、社会的な障壁を解消する取り組みや子育て支援等を充実します。

【施策】

①公共施設の整備

取組項目	取組内容	担当課
公共施設のバリアフリー化の推進	整備にあたっては障がい者の視点から点検し、障がい者の意見を取り入れるよう努め、様々な障がい特性に可能な限り対応します。	総務防災課 (役場)
	建設当初よりバリアフリー化が進んでいますが、必要な改修に計画的に取り組むとともに、整備にあたっては障がい者の視点から点検し、障がい者の意見を取り入れるよう努め、様々な障がい特性に可能な限り対応していきます。	健康保険課 (プリズムへぐり)
	総合文化センターの建設によりバリアフリー化を実現しましたので、引き続き対応します。引き続き、障がい者のニーズに応えられるよう施設及び設備の適切な維持管理に努めます。	教育委員会 (総合文化センター)

②交通環境

取組項目	取組内容	担当課
鉄道環境の充実	人にやさしい駅づくり等に向け、近鉄等関係機関との協議を進めます。	総務防災課
歩行空間等のバリアフリー化の促進	障がい者の移動の利便性及び歩行者の安全性を確保するため、歩道の段差の解消や視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)の整備を今後も継続して実施します。	都市建設課
放置自転車防止対策の推進	放置自転車対策を法令等に基づき進めます。	住民生活課
交通安全施設の整備促進	交通安全施設の整備は、地元等の要望により、実施していきます。	都市建設課
交通安全の啓発	要望に応じ、行政出前講座を通して、交通安全教室を開催します。各障がい者団体等にも情報発信や出前講座を開催できるよう推進します。	住民生活課

③情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援

取組項目	取組内容	担当課
声の広報の発行	視覚障がい者に、録音CDによる広報を発行し、情報提供に努めます。	政策推進課 福祉こども課 (社協)
手話通訳者等、要約筆記者の派遣	聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者等、要約筆記者の派遣を行います。	福祉こども課 (社協)

取組項目	取組内容	担当課
意思疎通支援者の養成	事業の啓発等に努めるとともに、手話、点訳、朗読の奉仕員養成講座および聞こえのサポーター養成講座を開催し、意思疎通の支援者を養成します。	福祉こども課 (社協)
意思疎通支援の充実	事業の啓発等に努めるとともに、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能障がい、重度の身体等の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいの者の意思疎通支援の円滑化を図る体制整備に努めます。	福祉こども課 (社協)
障がい特性に配慮した情報提供の充実	音声コード、点字等により、障がいの特性に配慮した情報提供の充実に努めます。	福祉こども課

④女性の障がい者への支援

取組項目	取組内容	担当課
虐待予防の啓発	女性であるがゆえの虐待を受けることがないように、啓発に努めます。	福祉こども課
妊娠・出産・子育ての支援	障がいのある女性が妊娠・出産・子育てをする上での困難さを軽減するための支援を行います。また、サービスの構築も検討していきます。	健康保険課
子育ての支援	障がいのある女性が子育てをする上での困難さを軽減するための支援を行います。	教育委員会 こども園

⑤ユニバーサルデザインの推進

取組項目	取組内容	担当課
ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備や改修時には、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。	政策推進課

⑥「心のバリアフリー」の推進

取組項目	取組内容	担当課
「心のバリアフリー」の推進	障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の提供について、さまざまな機会を通じて普及啓発を推進します。	福祉こども課

(2) 保健・医療

【取組方針】

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしています。そのため、身近な地域で専門性の高いリハビリや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。

また、糖尿病等の生活習慣病による障がいを防止するため、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。

こころの健康づくりに関する取り組みの充実を図り、心身ともに健康な生活を支えるための支援を推進します。

【施策】

①健康増進

取組項目	取組内容	担当課
健康増進事業の推進	健康へぐり 21 計画に基づき、各種健（検）診、健康教育、健康相談、がん検診等の更なる受診啓発を実施するとともに、ヘルスポランティアによる住民主体的健康づくりを進めるとともに、ヘルスポランティア主体だけではない健康づくりも検討します。	健康保険課
こころの健康づくり	こころの健康づくりや自殺対策、精神障がいに関する啓発などの予防活動と精神保健推進員と協働し、障がい者の居場所づくりを行います。また、精神保健推進員のサポートを行います。	健康保険課

②医療的ケア児への支援の充実

取組項目	取組内容	担当課
医療的ケア児に対する支援体制の構築	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。また、医療的ケア児や重症心身障がい児の支援体制の充実を図ります。	福祉こども課

③専門職の配置

【重点】

取組項目	取組内容	担当課
専門的な相談窓口の整備	精神障がい者や障がい児等に関する知識と経験を持つ専門職員を役場窓口に配置し、社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	福祉こども課

(3) 障がい福祉サービス

【取組方針】

障がい特性や個々のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するため、適正な福祉サービスの支給決定に努めます。

また、障がいのある人の家族が、心身の負担の軽減や家庭や地域での孤立を防止するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援を充実し強化します。

また、必要な支援が提供できるように支援サービスの利用を促進します。

【施策】

①障がい福祉サービス等の推進

取組項目	取組内容	担当課
自立支援給付	第7期障がい福祉計画と一体的に取り組みます。	福祉こども課
地域生活支援事業	第7期障がい福祉計画と一体的に取り組みます。	福祉こども課

②外出支援

取組項目	取組内容	担当課
移動支援事業	社会生活に必要な移動や外出を容易にするとともに余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する移動支援事業を適切に実施します。	福祉こども課
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障がい者の社会参加のため(免許取得や自動車改造に要した費用の一部を助成)の事業として推進します。	福祉こども課

③経済的負担の軽減

取組項目	取組内容	担当課
年金制度の周知	奈良年金事務所・日本年金機構との協力連携を強化し、国民年金の重要性について、正しい理解が得られるよう周知・啓発を推進していきます。	健康保険課
各種手当の支給	特別障害者手当・障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の周知と適切な支給を行います。	福祉こども課
サービス利用費の軽減	障害者総合支援法に基づき、各種サービスに要する利用費は、所得などに応じた利用負担の軽減措置や無料化などを今後も進めます。	福祉こども課
ごみ処理手数料の減免	今後、高齢化が進む中で支給対象者の増加が予想されるため、引き続き、在宅で常時紙おむつ類を必要とする者に対して、それらを処分するための町指定ごみ袋を、引き続き一部支給します。	住民生活課

(4) 社会参加のための支援

【取組方針】

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

さらに、いきいきと活力ある生活を実現するために、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

【施策】

①関係機関との連携

取組項目	取組内容	担当課
就労支援の関係機関との連携	障がい者の種別や特性、個人の適性やニーズに適正に対応できるように、関係機関との連携を図ります。	福祉こども課
特別支援学校との連携	特別支援学校の卒業後の進路が円滑に進むように、特別支援学校との連携を行います。	福祉こども課

②就労の機会の拡充

取組項目	取組内容	担当課
障がい者就労施設等の受注の機会の推進	優先調達推進法に基づき、優先調達推進方針を策定し、障がい者就労施設等の受注の機会の推進に努めます。	福祉こども課

③地域活動や余暇への支援

取組項目	取組内容	担当課
地域活動支援センター事業	障がい者が通所して、創作的活動、生産活動、軽作業、日常生活訓練等を行い、社会との交流を促進する場として、地域活動支援センターを利用する場合に給付を行います。	福祉こども課
生涯学習環境の充実	バリアフリー環境にある総合文化センターにおいて、障がい者のニーズに応えられるよう多様性や柔軟性のある幅広い生涯学習プログラムを行います。	教育委員会
交流の場の創出	軽スポーツ大会などより多くの住民との交流が深まるレクリエーションの場の創出に努めます。	教育委員会

④文化芸術活動・スポーツ等の振興

取組項目	取組内容	担当課
文化・芸術活動環境の充実	バリアフリー環境にある総合文化センターにおいて、障がい者の文化・芸術活動の振興を図るため、障がい者の作品展や音楽会の開催等への支援に努めています。また、幅広い文化・芸術活動の場に障がい者が気軽に参加できるよう努めます。	教育委員会
スポーツ環境の充実	軽スポーツ大会などのスポーツイベントを充実させ、障がいの有無に関わらず参加できる幅広いスポーツの機会を拡充します。	教育委員会
障がい者スポーツの普及啓発	障がい分野または特性に応じた幅広い競技種目の振興や障がい者スポーツに関する情報発信、パラリンピックの周知など、障がい者スポーツの普及啓発に取り組みます。	福祉こども課

(5) 居住環境の支援

【取組方針】

居住支援のために必要な相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を積極的に推進し、障がい者の生活を地域全体で支える包括的なサービス提供体制の構築を図ります。

障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、居住支援と生活支援の整備を図るとともに、親亡き後も支援が補完され継続できるように、居住環境やサービスの充実に取り組みます。

【施策】

①住宅改修

取組項目	取組内容	担当課
住宅改修費の助成	障がい者の住宅改修については、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、給付を行います。	福祉こども課
公営住宅の改修	入居者の必要に応じて対応していきます。	都市建設課

②居住環境の充実

取組項目	取組内容	担当課
グループホームの確保	地域住民の障がいや障がい者への理解を深め、グループホーム設置に対する理解の熟成を図れるように努めます。	福祉こども課
地域生活支援拠点の整備	令和8年度末の設置に向け、親亡き後支援の拠点となる地域生活支援拠点の面的整備に努めます。	福祉こども課

3 いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる

【町のこれまでの取り組みにおける課題】

- 妊娠・出産・子育ての支援について、継続的支援を要する場合の園への送迎や家事支援など生活面への支援の必要性がありながらも、現状利用できるサービスがない状況にあります。(健康保険課)
- 新生児訪問指導において、介入が困難ケースもみられます。(健康保険課)
- 発達相談において、発達障がい等が疑われるケースが増加傾向にあり、発達を促す為の療育教室や児童発達支援をすぐに受けられない状況がみられます。(健康保険課)
- 発達障がいなど疑われる児童の保護者が、支援が必要であるが障がいを受容できないなど、支援を拒否されるケースについての対応が困難な面もみられます。(健康保険課)
- 特別支援に判定される児童が年々増加傾向にあり、保育教諭も不足する中、人材の確保に苦慮している現状があります。また、医療的ケアを必要とする児童の受け入れが課題となっています。(教育委員会)
- 特別支援委員会において、特別支援学級への在籍が必要と判定される児童生徒が年々増加傾向にある。県教委が示す在籍児童生徒数に対する教員定数配置も限られる中、人材の確保や個の支援に苦慮している。(教育委員会)
- 令和4年度4月末の文科省通知を受け、特別支援学級在籍児童生徒が、通級指導教室での指導・支援に変更したりする状況が多くなったため、通級指導教室通室児童生徒が増加傾向にある。適切な指導支援を行うためにも、対応する教員の増員を要請する等、その体制整備の充実が望まれる。
- 介護予防事業の推進にあたり、後期高齢者の増加が進んでおり、フレイル予防も含めて、今後より一層の強化が必要となっています。(健康保険課)
- 日常生活の支援において、高齢化の進展に伴い、在宅での家の手入れのニーズが増大しているが、支え手であるシルバー人材センターの会員が伸び悩んでいる現状があります。(福祉こども課)

(1) 新生児～就学前

【取組方針】

障がいのある子どもにとって、障がいの早期発見と早期療育が重要です。健康診査等の機会を通じ、適切な支援や療育につなげます。

幼児期からライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、保健、医療、福祉、保育、教育と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障がい児の発達・成長段階に応じて、気づきの段階から状況及びニーズに応えるためのきめ細かな体制整備に努めます。

【施策】

①早期発見と早期対応（乳幼児健診の受診促進）

取組項目	取組内容	担当課
妊産婦訪問指導	産婦については、産後うつなど早期発見し、適切な支援を行い必要に応じて受診に繋がります。サービスの構築も検討していきます。	健康保険課
妊婦一般健康診査	妊婦健康診査に要する費用を助成し、異常を早期発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な出産ができる支援に努めます。	健康保険課
新生児訪問指導	早期に全件訪問し、異常・障がいの早期発見・治療のための援助を行います。	健康保険課
乳幼児健康診査	発達の節目の時期に、健診で疾病の早期発見・早期治療を支援します。また、保護者の育児不安を軽減し、子育てに役立つような相談内容の充実にも努めます。健康診査の結果、発達面の経過観察が必要な児童と保護者に対して、児童の発達をみながら適切なアドバイスを行い、必要なサービスに繋がります。今後も、受診率100%となるよう、受診勧奨に努めます。	健康保険課
発達相談	発達障がい等が疑われるケースについては、臨床心理士による児童発達検査に繋がります。障がいや発達に支援の必要がある乳幼児について適切な指導・療育教室へ繋がります。発達を促すため、相談の充実にも努めるとともに、こども園・幼稚園との連携等、相談後のフォロー体制の充実にも努めます。	健康保険課
子育て相談	異常または疾病の早期発見・早期治療のため、電話、窓口、訪問にて保健指導を行い必要時関係機関に繋がります。	健康保険課
家庭訪問	新生児（未熟児を含む）については、早期に全件訪問し、異常・障がいの早期発見・治療のための援助を行います。産婦については、産後うつなどを早期発見し、適切な支援を行い必要に応じて受診に繋がります。その他必要に応じて訪問指導を行います。伴走型でのWEB アンケート等活用していきます。	健康保険課

②療育

取組項目	取組内容	担当課
療育教室の充実	発達の遅れが疑われる幼児と保護者に、療育や子育てのアドバイスを行い、子どもの発達を促し、持てる力を十分に発揮できるように努めます。また、関係機関と連携を図りながら指導していきます。	福祉こども課 (社協)
児童発達支援	就学前の幼児の療育の場として、児童発達支援の啓発を進めます。	福祉こども課

③保育と就学教育

取組項目	取組内容	担当課
障がい児保育の充実	障がい児保育を実施しているこども園において、人数に応じた保育教諭等の配置に努めます。また、家庭・主治医や専門機関との連携を強化し、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど、保育・教育内容の一層の充実に努めます。	教育委員会
	障がい児保育・教育に従事する教職員の専門的知識と技術の向上を図り、障がいのある子どもへの適切な保育・教育を実施します。また、卒園後の進学先との連携を進めます。	教育委員会
	保育実施にあたり、家庭や関係機関と連携しながら進めていきます。	こども園
障がい児の保育・教育環境の整備	園内で職員の共通理解を図り、個々に応じた関わりができるように努めます。 個別の支援計画を作成し、就学先との連携を図ります。	こども園
就学前教育	心身の障がいや病弱・虚弱な幼児に対し、集団の中での育ちを大切にし、支援を必要とする幼児の個性や可能性を伸ばせるよう、個々に応じた教育を進めます。	教育委員会
	一人ひとりの個性を尊重し、集団の中で仲間とともに育ち合うことを大切にされた保育を進めます。	こども園
保育所等訪問支援	制度の周知を強化します。	福祉こども課

④切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
学齢期への連携	発達障がい児など様々な障がいや発達上の特徴がある児童への支援として、乳幼児の特性に応じた支援内容が引き継がれるよう連携を図り、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援が図れるように努めます。	健康保険課
学齢期以前との連携	発達障がい児など様々な障がいや発達上の特徴がある児童への支援として、就学前から就学期へ支援がつながるような仕組みづくりに努めます。	教育委員会
中学校卒業後の支援	義務教育を終える障がいのある生徒の支援が途切れないように、関係機関との連携を進めます。	教育委員会

(2) 学齡期

【取組方針】

障がいのある子ども一人ひとりの発達や障がいなどの状況に応じた就学指導を行い、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができるよう、教職員の資質向上や人権意識向上に努めます。

また、障がいのある子どもが、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができ、また、可能な限り障がいのない子どもとともに保育や教育を受けることができるよう配慮しつつ、必要な施策や整備を図ります。

【施策】

①学校教育

取組項目	取組内容	担当課
学校保健等の推進	支援が必要な児童について、学校保健における健康管理の充実を図ります。	教育委員会
福祉教育の推進	支援が必要な児童の周囲の児童生徒が、お互いを理解し合い、ともに学び育つ学校づくりのため、福祉教育や指導に努めます。	教育委員会
障がいに関する研修の充実	教員や保育教諭をはじめ、子どもに係る全ての者が障がいに対する正しい知識と理解を深めるために、研修の充実を図っていきます。	教育委員会
通級指導教室の運営推進	小中学校の通常学級に在籍する比較的軽度の障がいがある子どもに対して、障がいの程度に応じた個別の指導を行う「通級指導教室」を実施・推進します。	教育委員会

②休日・放課後対策

取組項目	取組内容	担当課
学童保育	共働き等で昼間保護者のいない家庭等における小学校に就学している障がい児に、遊びと生活の場を学童保育において提供します。	教育委員会
通所系サービスの充実	児童発達支援、放課後等デイサービスによって、児童の療育の場の提供を推進します。	福祉こども課
日中一時支援	支援が必要な障がい児の居場所、保護者の就労支援や一時的な休息のため、本人の発達に合わせた日中一時支援事業を行います。	福祉こども課

③インクルーシブ教育

取組項目	取組内容	担当課
インクルーシブ教育システムの構築	人間の多様性の尊重等の強化や、障がいのある子ども一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし自立し社会参加することを目的として、障がいのあるなしにかかわらずすべての子どもを包み込み、ともに学ぶ仕組みの構築に努めます。	教育委員会

④切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
学齢期以前との連携	発達障がい児など様々な障がいや発達上の特徴がある児童への支援として、就学前から就学期へ支援がつながるような仕組みづくりに努めます。	教育委員会
中学校卒業後の支援	義務教育を終える障がいのある生徒の支援が途切れないように、関係機関との連携を進めます。	教育委員会

⑤特別支援教育の充実

取組項目	取組内容	担当課
特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、指導内容・方法の充実や合理的配慮の提供を進め、障がい特性に応じた適切な教育的支援を行うよう努めます。	教育委員会

(3) 青壮年期

【取組方針】

学齢期で提供されていた支援が途切れないよう関係機関と連携を強化し、障がい者が生きがいを持ち、いきいきと充実した生活を送るための機会を提供できるよう、就労や日中の活動の場の支援及び社会参加・余暇活動を通して支援の充実を図ります。

また、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進します。

【施策】

①中途障がい者の予防と対策

取組項目	取組内容	担当課
健康増進事業の推進	健康増進事業を推進し、中途障がいの発生予防・早期発見に努めます。 健診受診や出前健康教育等の啓発を強化し、利用者の増加を図り、健康意識の向上を目指します。	健康保険課
介護予防事業の推進	加齢に伴う障がいの重度化を予防するため、介護予防事業を推進します。 保健事業と介護予防の一体的な実施のため関係部署との連携強化を図り実施していきます。	健康保険課 福祉こども課
関係機関等との連携	障がい福祉サービスの提供のみならず、精神面での支援を行うため、当事者団体等の関係機関へ繋げるように努めます。	福祉こども課

②経済的自立の支援

取組項目	取組内容	担当課
就労支援	関係機関と連携し、就労開始から定着に至るまでが円滑に行われるように支援します。	福祉こども課
年金制度の周知	障害基礎年金や障害厚生（共済）年金の制度の周知を行います。	健康保険課 福祉こども課

③切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
関係機関との連携	学齢期で提供されていた支援が途切れないように、関係機関との連携に努めます。	福祉こども課
民生児童委員との連携	学齢期に障がい福祉関係の機関とのつながりがなく、社会に出てから障がい顕在化した人を、民生児童委員と連携して把握に努めます。	福祉こども課

④就労移行支援、就労定着支援

取組項目	取組内容	担当課
就労移行支援、就労定着支援	就労移行について、障害者就業・生活支援センターと連携を図り、障がい者の就業機会の確保に努めます。一般就労への移行後は、就労定着支援事業の利用促進を図り、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。	福祉こども課

(4) 高齢期

【取組方針】

住み慣れた地域で自分らしく安定した生活を続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・日常生活支援を包括的に提供できるように努めます。

【施策】

①中途障がい者の予防と対策

取組項目	取組内容	担当課
健康増進事業の推進	健康増進事業を推進し、中途障がいの発生予防・早期発見に努めます。	健康保険課
関係機関等との連携	障がい福祉サービスの提供のみならず、精神面での支援を行うため、当事者団体等の関係機関へ繋げるように努めます。	福祉こども課

②重度化の予防と対策

取組項目	取組内容	担当課
介護予防事業の推進	加齢に伴う障がいの重度化を予防するため、介護予防事業を推進します。 保健事業と介護予防の一体的な実施のため関係部署との連携強化を図り実施していきます。 広報・周知を積極的に行い、参加したことのない方への働きかけ等を推進します。	健康保険課 福祉こども課
日常生活の支援	障がいの重度化に伴い、公的なサービスでは対応できないような日常的な支援が提供できるように、軽度生活援助事業を進めます。 シルバー人材センターの会員数の増加を図るべく、会員の募集等を積極的に支援します。	福祉こども課
ふれあい収集	今後、高齢化が進む中で支給対象者の増加が予想されるため、引き続き、家庭から排出するごみを自らがごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対して、個別にごみ収集を行います。	住民生活課

③切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
介護保険サービスとの連携	介護保険優先となるサービスを踏まえながらも、一人ひとりの状況やニーズに配慮し、障がい福祉サービスの提供を行います。 長期にわたり、障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢の障がい者が介護保険に移行する場合には、利用負担の軽減に努めます。	福祉こども課
包括支援	保護者の高齢化に伴い、老障介護となっている家庭においては、関係機関と連携し、家族全体を包括的に支援します。	福祉こども課

④親亡き後の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備

取組項目	取組内容	担当課
地域生活支援拠点の整備<再掲>	令和8年度末の設置に向け、親亡き後支援の拠点となる地域生活支援拠点の面的整備に努めます。	福祉こども課



第 5 章 第 7 期障がい福祉計画

1 前期計画の成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標

	目 標 値	町の考え方
令和 5 年度末の施設入所者数	11 人×1.6%≒1 人を減で、10 人以下とする	令和 5 年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減
令和 5 年度末までの地域生活移行者数	11 人×6%≒1 人	令和 5 年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の 6%以上が地域生活に移行

成果目標の実績・達成状況

	令和 5 年度 3 月末時点
施設入所者数	12 人
地域生活移行者数	0 人

障がい支援区分別、年齢別内訳（令和 5 年 4 月末日現在）

支援区分	年齢（歳）				計
	10～29	30～49	50～69	70 以上	
4	0	0	3	0	3
5	0	0	1	0	1
6	0	3	3	0	6
計	0	3	7	0	10

障がい支援区分 6 の重度の人が入所者総数の 60.0% を占めていることや 50～60 歳代が入所者総数の 70.0% を占めており、地域移行後に、親が養護することが難しいこと、入所期間が長期にわたる人が多いこと等の様々な課題が多く、地域移行を進めるのは難しい現状です。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標

活動指標			
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	1回以上	1回以上	1回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12人	12人	12人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回以上	1回以上	1回以上
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0	0	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0	0	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	0	0	1人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0	0	1人

成果目標の実績・達成状況

目標	実績値
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	3人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人

※実績値は令和4年度時点

地域で安心して暮らせるためには、各分野の支援者間で精神障がい者の困りごとを共有し課題に対応していくネットワーク作りが必要であり、福祉事業者や病院関係者、近隣市町村などの関係機関の連携に努めていきます。

また、関係機関同士の顔の見える関係を作り、入院中の精神障がい者の地域移行・地域定着を積極的に進めていける体制を整えていきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

成果目標

活動指標		町の考え方
地域生活支援拠点等の面的整備数および整備に向けた検討の実施回数	1か所の整備、4回以上の検討	令和5年度末までの間、西和7町圏域内に、地域生活支援拠点の面的整備を行いつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。

成果目標の実績・達成状況

	令和4年度
地域生活拠点の面的整備数	0
検討の実施回数	4回

引き続き西和7町及び事業所で、拠点の利用にあたっての具体的な受け入れ要件のとりまとめ及び協力事業所の選定を行っていきます

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標

目 標 値		町の考え方
令和5年度までの一般就労移行者数	$3人 \times 1.27 \div 3人$	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上
令和5年度までの一般就労移行者数 (就労移行支援)	$1人 \times 1.30 \div 1人$	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上
令和5年度までの一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	$1人 \times 1.26 \div 1人$	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上
令和5年度までの一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	$1人 \times 1.23 \div 1人$	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	$3人 \times 70\% \div 2人$	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用する。

成果目標の実績・達成状況

目 標	実績値
令和5年度までの一般就労移行者数	3人
令和5年度までの一般就労移行者数(就労移行支援)	1人
令和5年度までの一般就労移行者数(就労継続支援A型)	2人
令和5年度までの一般就労移行者数(就労継続支援B型)	0人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	2人

※実績値は令和4年度時点

就労支援施設から一般就労へ3名移行しました。また、3名のうち就労定着支援事業利用者も2名おり、目標値を達成しました。

今後も本人の特性や状況、ニーズ等を踏まえ、計画相談支援員と連携し、今後も適正な就労移行支援の利用に繋がられるよう努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標

目 標 値		町の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保	西和7町圏域内において、実施体制を確保	西和7町及び委託相談支援事業所と連携しながら体制整備に努める。

成果目標の実績・達成状況

新規の特定相談支援事業所に対し、相談支援事業を行う上での困ったことなどの支援を行い、相談支援体制の強化に努めました。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

成果目標

目 標 値		町の考え方
サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築	西和7町圏域内において、実施体制を確保	西和7町及び委託相談支援事業所と連携しながら体制整備に努める。

活動指標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加延人数	2人以上	2人以上	2人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数	4回以上	4回以上	4回以上

成果目標の実績・達成状況

目標	実績値
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加延人数	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数	4回

※実績値は令和4年度時点

審査結果の共有については、7町の事務担当者会議で共有する体制になっており、4回共有の場がありました。

奈良県及び西和7町と連携し、利用者が安心してサービスを受けられるように努めます。

2 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	国の指針に準じる (令和4年度末時点の施設入所者数12人)	11人
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	国の指針に準じる (令和4年度末時点の施設入所者数0人)	1人

目標実現に向けた取組

計画相談支援員や施設事業所と本人及び家族とのモニタリング等の機会を通じて、地域で生活するた為の課題について情報共有を図りながら、地域移行ができるよう努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標				
	令和 5年度 (見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	14人	14人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	1人	2人	3人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	1人	2人	3人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	3人	4人	4人	4人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人	1人

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

現在、西和7町協議会の構成員で協議を行っているが、今後各町の障害福祉担当者だけでなく、各町の保健部門、また地域包括支援センターや社会福祉協議会といった各町と連携している福祉機関にも協議の場への参加を促し、介護・障害・保健の3つの観点から精神障がい者の自立支援の充実を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の指針に準じる	整備
強度行動障害への支援体制整備	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	国の指針に準じる	整備

活動指標				
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	0か所	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	0回	1回	1回	1回

目標実現に向けた取組

障がい者の高齢化に伴う、「親亡き後」を見据え、強度行動障がいをもつ者も含め、障がい者の地域生活支援を推進するため、西和7町協議会の場を活用しながら、西和圏域で居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方	令和4年度	目標値
一般就労移行者数	令和8年度までに、 令和3年度実績の 1.28倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 0人)	3人	5人
就労移行支援 における移行者	令和8年度までに、 令和3年度実績の 1.31倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 1人)	1人	2人
就労継続支援A型 における移行者	令和8年度までに、 令和3年度実績の 1.29倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 0人)	2人	2人
就労継続支援B型 における移行者	令和8年度までに、 令和3年度実績の 1.28倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 0人)	0人	1人
一般就労へ移行し た者の割合が5割 以上の就労支援移 行事業所の割合	令和8年度におい て、就労移行支援事 業利用終了者に占め る一般就労へ移行し た者の割合が5割以 上の就労支援移行事 業所の割合を50% 以上	国の指針に準じる		50%
就労定着支援事業 の利用者数	令和8年度までに、 令和3年度実績の 1.41倍以上	国の指針に準じる (令和3年度実績 2人)	2人	3人 (1.5倍増)
就労定着支援事業 の就労定着率	令和8年度におけ る就労定着支援によ る就労定着率が7割 以上の事業所を全体 の25%以上	国の指針に準じる		25%

目標実現に向けた取組

精神障がい者の増加に伴い、就労支援のニーズが今後高まることが見込まれることから、本人の特性や状況等を踏まえ、計画相談支援員やなら西和障害者就業・生活支援センターライク等と連携し、適正な就労移行支援の利用に繋がられるよう努めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和8年度末までに、市町村又は圏域において、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置	西和7町及び委託相談支援事業所と連携しながら体制整備について協議する。	1か所以上
	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	西和7町協議会における個別事例についての検討会議の実施。	体制の構築

活動指標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人

目標実現に向けた取組

西和7町協議会において事例検討会の開催や医療的ケア児等コーディネーターの配置、町内の相談支援事業所との連携の充実など、相談支援体制の充実を図っていきます。

また、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方	目標値
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築	国の指針に準じる	整備

活動指標				
	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人以上	2人以上	2人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体等と共有する回数	4回	4回以上	4回以上	4回以上

目標実現に向けた取組

障害福祉サービス等の質の向上策として、町職員に向けた障がい特性や相談援助技術、障害福祉サービスの内容等の研修への参加を検討していきます。事業者に対しては、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析を事業者に提供し、適正な給付費の請求を促す取組みについて検討を行います。

3 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	31	35	36	36	36	36
	時間分	795	797	797	797	797	797
重度訪問介護	人分	1	1	1	1	1	1
	時間分	140	138	146	146	146	146
同行援護	人分	4	5	5	5	5	5
	時間分	87	105	112	112	112	112
行動援護	人分	7	9	9	9	9	9
	時間分	87	166	166	166	166	166
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月のもの(令和5年度のみ7月の実績)

② 見込量確保の方策

- 居宅介護、同行援護では、今後のサービス需要の増大にあわせ、事業所との連携や人材確保に向けた助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図り、事業者情報の提供を積極的に行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がい者本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	55	59	62	62	62	62
	人日分	1,051	1,123	1,123	1,123	1,123	1,123
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	人分	2	2	3	3	3	3
	人日分	47	32	47	47	47	47
就労移行支援	人分	4	5	5	6	6	7
	人日分	69	89	63	76	76	88
就労継続支援 (A型)	人分	13	17	18	18	19	20
	人日分	244	301	328	328	347	365
就労継続支援 (B型)	人分	23	27	28	29	30	32
	人日分	368	441	401	416	430	459
就労定着支援 就労選択支援	人分	1	2	2	2	2	3
療養介護	人月	4	4	4	4	4	4
福祉型短期入所	人月	7	7	12	12	12	12
	日月	45	46	46	46	46	46
医療型短期入所	人月	1	1	1	1	1	1
	日月	1	1	1	1	1	1

※各年度3月のもの(令和5年度のみ7月の実績)

② 見込量確保の方策

- 今後もサービス利用者数の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。
- 就労支援については、精神障がいのある人の増加に伴いニーズが高まっている傾向がみられるため、今後の利用者の増加に備え、幅広い事業者の参入を促進します。
- 就労選択支援においては、事業所の整備を促進するとともに、利用希望者の適性に合った支援を行います。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障がい者へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人分	23	28	29	31	33	34
施設入所支援	人分	12	12	12	13	13	13

※各年度3月のもの(令和5年度のみ7月の実績)

② 見込量確保の方策

- 障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、居住系サービス利用の支援体制の整備を図ります。
- グループホームの設置を促進するに当たり、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への周知・啓発を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	100	104	109	115	120	126
地域移行支援	人分	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月のもの(令和5年度のみ7月の実績)

② 見込量確保の方策

- 支援を必要とする利用者には、サービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業所などに対する専門的な指導・助言、情報収集、人材育成などを行い、地域における相談支援機能の強化を図ります。

4 地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業

サービス	概要
障害者相談支援事業	障がい者・児や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等の援助を行い、障がい者・児が地域で自立した生活を営むことができるよう総合的、継続的に支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般相談支援事業	事業所数	3	2	3	3	3	3

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

障がい者の地域における相談支援の拠点としての役割を果たすとともに、障がい種別にかかわらず対応できるよう充実を図ります。

(2) 理解促進研修・啓発事業

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域住民等に障がい者に対する理解を深めることを目的とした研修や啓発を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者理解のための講演会	回数(回)	1	1	1	1	1	1
出前講座等の実施	回数(回)	0	1	1	1	1	1
広報・ホームページ等による啓発	件数(件)	4	10	15	17	17	17

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

障がいに関する理解を深め、より障がいについての関心が高められるような効果的な事業内容を進めていき、引き続き差別解消に向けた広報・啓発活動を行います。

(3) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者やその家族、地域住民等が自発的な取り組みを行う団体等に対して補助金等により支援します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者当事者会の立上げ支援	回数(回)	1	3	3	3	3	3

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

○西和7町障害者等支援協議会にて実施している精神障がい者当事者会が継続するよう支援に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援します。

① 必要な量の見込み(年間)

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数(人)	1	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

成年後見制度の利用促進を図るため、周知の強化とあわせ、必要とする障がい者の把握とともに、関係機関の連携に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス	概要
成年後見制度法人後見支援事業	障がい者等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者等の権利擁護を図るため、法人後見を検討する団体等に対し支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	法人数	1	1	1	1	1	1

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

法人後見の事業所である権利擁護センターななつぼしとの連携を継続し、成年後見制度の利用の促進を図ります。

(6) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのための意思疎通を図ることに支障のある障がい者に対して手話通訳者等や要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	延利用者数(人)	76	81	102	102	102	102
手話通訳者設置事業	設置件数(件)	1	1	1	1	1	1
要約筆記者派遣事業	延利用者数(人)	4	24	24	24	24	24

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

○手話奉仕員養成講座および聞こえのサポーター養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

○サービスの内容の周知を強化し、利用の促進に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
介護・訓練支援用具	特殊寝台等、身体介護の支援や訓練のための用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や歩行支援用具等、入浴、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器等、在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、情報伝達や意思疎通を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具等、排泄管理を支援するための用具を給付します。
居宅生活動作補助用具	障がい者・児の居宅生活動作を円滑にするための用具で、その設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	3	2	3	3	3	3
自立生活支援用具	件	0	1	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	件	8	7	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	7	4	7	7	7	7
排泄管理支援用具	件	480	429	517	517	517	517
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	2	2	2	2	2

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

○障がいの状況や程度の変化等、障がいのある人のニーズに応じ、適切できめ細かな給付に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	1人で外出することが困難な障がい者・児に対して、外出の際の移動を支援することで地域での自立生活及び社会参加等を促進します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	実利用者数(人)	37	49	49	49	49	49
	延利用時間(時間)	5,983	5,550	5,983	5,983	5,983	5,983

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

○社会参加や余暇活動を支援する観点から、利用の促進に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会や交流促進などを図るための日中活動の場を提供します。なお、センターには以下の3類型があります。 Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整、地域住民への障がいや障がい者に対する理解促進のための普及啓発等の事業を行います。 Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等のサービスを提供します。 Ⅲ型：創作的活動又は生産活動を行い、地域生活支援の促進を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	事業所数	2	3	3	3	3	3
	実利用者数(人)	11	12	12	12	12	12

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

○周知を強化し、利用促進に努めます。

(10) 日常生活支援事業

サービス	概要
日中一時支援	家族の就労支援及び一時的な休息を目的として、障がい者・児の日中活動の場の提供、見守りなどの支援を行います。
生活訓練事業	日常生活上、必要な訓練、指導を行います。
療育教室	障がい児及びその保護者に対する療育指導及び保護者間の交流を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数(人)	32	14	33	33	33	33
	延利用時間(時間)	862	740	1,386	1,386	1,386	1,386
生活訓練事業	実利用者数(人)	8	14	14	14	14	14
	開催回数(回)	3	5	5	5	5	5
療育教室	実利用者数(人)	20	16	23	23	23	23
	開催回数(回)	37	43	49	49	49	49

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

(日中一時支援)

○家族の休息の支援が図れるように、ショートステイと併せ、周知を強化し、利用の促進に努めます。

(生活訓練事業)

○事業の周知を強化し、利用の促進に努めるとともに事業内容の充実に努めます。

(療育教室)

○障がい児の増加に伴い、支援を要する家庭も増加していることから、支援を要する家庭が療育教室の参加につながるよう、引き続き、関係機関と連携します。

(11) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度等についての理解ができ、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	講座開催回数(回)	1	1	1	1	1	1
	受講者数(人)	4	6	8	8	8	8

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

○手話奉仕員養成講座および聞こえのサポーター養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

(12) 社会参加支援事業

サービス	概要
声の広報発行事業	CDに録音した町広報を文字による情報入手が困難な障がい者に配布します。
点訳奉仕員養成事業	点訳に必要な技術等を取得した点訳奉仕員の養成を行います。
朗読奉仕員養成事業	朗読に必要な技術等を取得した朗読奉仕員の養成を行います。
聞こえのサポーター養成講座	奈良県主催の要約筆記奉仕員養成講座受講のための、基礎講座を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自身による自動車の運転が見込める又は運転が可能な身体障がい者に対し、運転免許証の交付や自動車改造に係る費用の一部を助成します。
生活協力員紹介事業	知的障がい児及び知的障がい者に対し、町内行事等の参加の付き添いや生活の見守りや話し相手になる生活協力員を派遣します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
声の広報発行事業	発行回数（回）	12	12	12	12	12	12
点訳奉仕員養成事業	開催回数（回）	1	0	1	0	1	0
	受講者数（人）	2	0	4	0	4	0
朗読奉仕員養成事業	開催回数（回）	0	1	0	1	0	1
	受講者数（人）	0	5	0	5	0	5
聞こえのサポーター養成講座	開催回数（回）	0	1	1	1	1	1
	受講者数（人）	0	3	3	3	3	3
自動車運転免許取得・改造助成事業	助成件数（件）	0	0	0	0	0	0
生活協力員紹介事業	派遣件数（件）	39	12	39	39	39	39
	協力員登録者数（人）	44	44	44	44	44	44

※令和5年度のみ見込み値

② 見込み量確保の方策

(声の広報発行事業)

○利用者が少ないため、周知を強化し、利用促進に努めます。

(点訳奉仕員養成事業)

○点訳奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

(朗読奉仕員養成事業)

○朗読奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

(聞こえのサポーター養成講座)

○聞こえのサポーター養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

(自動車運転免許取得・改造助成事業)

○社会参加を促進する観点より、周知を強化し、利用促進に努めます。

(生活協力員紹介事業)

○生活協力員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

○サービスの内容の周知を強化し、利用の促進に努めます。



第 3 期障がい児福祉計画

1 前期計画の成果目標の達成状況

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

成果目標

障がい児の健やかな育成のための発達支援を行うため、障がい児及びその家族に対し、身近な地域で支援できるように、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や障がい児の医療的ニーズへの対応について、令和5年度末を設置とする目標を掲げました。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	国の指針に基づき、令和5年度末までに、1か所以上設置する。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	国の指針に基づき、令和5年度末までに、体制を構築する。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	国の指針に基づき、令和5年度末までに、1か所確保する。
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	国の指針に基づき、令和5年度末までに、1か所確保する。
医療的ケア児支援のための協議の場	国の指針に基づき、令和5年度末までに、1か所確保する。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	国の指針に基づき、令和5年度末までに、1人配置する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	令和3年度 1人 令和4年度 2人 令和5年度 3人
ペアレントメンターの人数	令和3年度 1人 令和4年度 2人 令和5年度 3人
ピアサポートの活動への参加人数	令和3年度 1人 令和4年度 2人 令和5年度 3人

成果目標の実績・達成状況

目標	目標値	実績値
児童発達支援センターの設置	西和7町管内に1か所以上	未設置
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	西和7町管内に構築	無
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所確保	未確保
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所確保	未確保
医療的ケア児支援のための協議の場	1か所確保	令和4年度に1か所確保
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人配置	0人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	令和3年度 1人 令和4年度 2人 令和5年度 3人	0人
ペアレントメンターの人数	令和3年度 1人 令和4年度 2人 令和5年度 3人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	令和3年度 1人 令和4年度 2人 令和5年度 3人	0人

※実績値は令和4年度時点

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、西和7町や関係機関と連携し、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

医療的ケア児支援のための協議の場は令和4年度に1か所確保しましたが、医療的ケア児等に関するコーディネーターは配置には至っていません。地域の学校やこども園で医療的ケア児の受け入れ事案があれば、協議の場を活用して連携するとともに、設置に向け、協議を進めます。

2 成果目標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針	設定の考え方	令和5年度 (見込)	目標値
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	国の指針に準じる	0か所	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本	国の指針に準じる	未整備	整備
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	国の指針に準じる	未整備	整備
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	国の指針に準じる	0か所	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	国の指針に準じる	0か所	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	国の指針に準じる	設置	継続して設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	国の指針に準じる	1名	1名を維持

目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、近隣市町の障害児通所支援事業所や重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携していきます。

また、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターと関係機関等が連携し、調整等の支援を行います。

3 障がい児福祉サービスの見込量

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	17	15	19	19	19	19
	人日分	128	97	130	130	130	130
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	57	60	60	60	60	60
	人日分	571	584	584	584	584	584
保育所等訪問支援	人分	1	19	19	19	19	19
	人日分	2	24	24	24	24	24
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	49	108	108	108	108	108
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1	1	1	1

※令和5年度のみ見込み値

② 見込量確保の方策

- 今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、社会福祉法人等の従来の事業の担い手だけにとどまらず、より幅広く多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。
- 特に需要の増加が見込まれる放課後等デイサービスは、サービス提供に関わる事業所・人材を確保・育成するとともに、幅広いサービス提供事業者の参入の促進とサービスの質の向上を目指していきます。
- 医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等との連携を図ります。
- 障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者の運営の適正化を図ります。



計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進については、関係分野が協力して取り組むことが必要となることから、連携・調整を図りながら分野にかかわらず横断的に、一体となって総合的かつ計画的に各種施策を推進します。

(2) 関係機関との連携

西和7町障害者等支援協議会を通じて、関係機関と相互に連携を図りながら、事業の推進、調整を行い、障がい者の支援に関わる様々な施策を計画的かつ総合的に推進します。

(3) 住民参加

障がいや障がい者に対する住民の理解を深め、地域ぐるみでの取り組みを支援し、基本理念である「地域の力で支え合う安心と笑顔のまちへぐり」を推進します。

2 進捗管理

(1) 実施体制

障がいのある人を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの確かな把握に努める必要があることから、関係団体や関係機関で構成する平群町障害施策推進協議会において、進捗管理を行います。

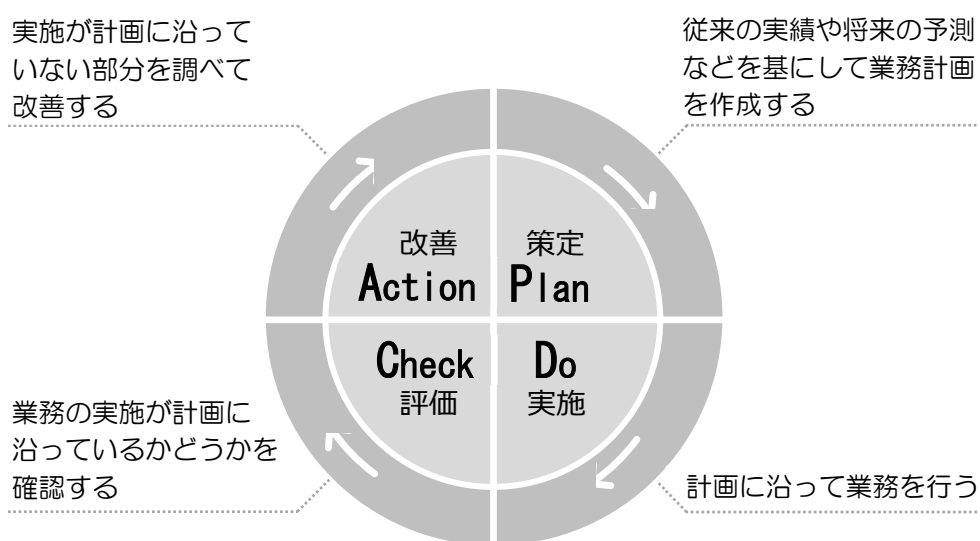
(2) 実施方法

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとその他の必要な措置を講じることとされています。PDCAサイクルを活用し、計画立案（Plan）、実行（Do）、推進状況の把握・分析評価（Check）、取り組みの改善（Action）による進捗管理を行います。

(3) 実施時期

第5次障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の進捗管理は、少なくとも1年に1回は行います。また、障がい者計画は、3年目である令和8年度に進捗管理とあわせ、中間評価を行います。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 平群町障害福祉施策推進協議会設置要綱

平成 28 年 1 月 26 日

要綱第 3 号

(設置)

第 1 条 平群町における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項に関し、調査協議を行う為、平群町障害福祉施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について、調査協議するものとする。

- (1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定による平群町障害者計画策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定による平群町障害福祉計画策定及び進捗管理に関すること。
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 の規定による平群町障害児福祉計画策定及び進捗管理に関すること。
- (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 22 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項の規定による障害者虐待の予防及び早期発見、その他必要な施策に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条第 1 項の規定による障害を理由とする差別を解消するための取組みに関すること。
- (6) その他、障害福祉施策に関する事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者施策に識見を有する者
- (2) 住民代表
- (3) 障害者関係団体の代表
- (4) 医療関係者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

(1) 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(2) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を処理させるために必要がある場合には、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、必要がある場合に当該専門の事項に限りこれを召集する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉こども課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月23日要綱第6号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日要綱第10号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月7日要綱第34号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2 平群町障害福祉施策推進協議会委員名簿

順不同 敬称略

分野	所属	役職	氏名
学識経験者	学校法人 玉手山学園 関西福祉科学大学	教授	新川 泰弘
住民代表	平群町身体障害者福祉会	会長	岩岡 清次
住民代表	平群町手をつなぐ育成会	会長	岩崎 美恵子
住民代表	平群町聴覚障害者協会	事務局長	片岡 圭子
住民代表	西和家族会	会長	西村 恭子
障がい者関係団体	平群町社会福祉協議会	事務局長	西本 健一郎
障がい者関係団体	平群町民生児童委員協議会	会長	川口 輝子
障がい者関係団体	大空の家	所長	米田 賢行
医療関係者	平群町医師会	会長	高塚 英雄
関係行政機関職員	郡山保健所	健康増進課主幹兼 精神保健難病係長	上羽 累理
関係行政機関職員	平群町校園長会	会長	吉迫 隆志
町長が必要と認めた者	平群町議会	文教厚生委員会 委員長	山口 昌亮

3 策定経過

年月日	内 容
令和5年 7月4日	第1回 平群町障害福祉施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> 平群町障害福祉施策推進協議会運用体制について 第4次平群町障がい者計画、第6期平群町障がい福祉計画、第2期平群町障がい児福祉計画の概要及び進捗状況について 第5次平群町障がい者計画、第7期平群町障がい福祉計画、第3期平群町障がい児福祉計画策定について 障害福祉に関するアンケートの実施について
令和5年 8月	平群町障害福祉に関するアンケート調査実施
令和5年 10月24日	第2回 平群町障害福祉施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> 平群町障害福祉に関するアンケート調査結果について 第5期平群町障害者計画体系案について
令和5年 11月28日	第3回 平群町障害福祉施策推進協議会 第5次平群町障がい者計画・第7期平群町障がい福祉計画・第3期平群町障がい児福祉計画（素案）について
令和5年12月22日 ～ 令和6年1月19日	パブリックコメントの実施
令和6年 2月27日	第4回 平群町障害福祉施策推進協議会 ※後日追記

4 用語解説

あ行	アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさを表す言葉。年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。
	意思決定支援	自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みのことをいう。
	医療的ケア・医療的ケア児	医療的ケアとは、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のことをいう。 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が令和3年9月18日から施行され、この法律において、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう。
	一般就労	福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅などでの就労および自らの起業などによる就労をいう。
	インクルーシブ教育	障がいのある人とない人が可能な限りともに学ぶ仕組みのことをいう。
か行	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障がいのある人や関係機関からの相談等の業務を総合的に行うことを目的とした施設である。 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができるとされており、「市町村」や「市町村から委託を受けた事業所」が設置主体となる。 基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図ることが基幹相談支援センター等強化事業である。
	強度行動障がい	自分の体を叩いたり、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことをいう。

	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳ある生活を送る上で必要な権利を保障するという考え方やその実践のことをいう。
	高次脳機能障がい	病気や事故などの様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意等の知的な機能に障がいが生じた状態を指す。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているが、新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動ができなくなり、生活に支障をきたすようになる。
	合理的配慮	障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことをいう。 平成28年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、合理的配慮の提供が地方自治体に義務付けられ、事業者等には努力義務として規定された。 令和3年度の法改正により、令和6年4月1日から、事業者等にも義務付けられることとなる。
さ行	児童発達支援センター	児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障がい児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいう。
	障害者基本法	障がいのある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによりて障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成23年8月に障がい者の定義を、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがある者であり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、社会的障壁の定義を、障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとした。
	障害者支援施設	施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う施設をいう。
	障害者就業・生活支援センター	地域において生活している就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関をいう。

	<p>障害者総合支援法 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)</p>	<p>身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた「障害者自立支援法」が、平成25年4月に「障害者総合支援法」へと変わり、障がい者の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。</p> <p>また、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、令和6年4月1日から、障がい者等の希望する生活を実現するために、障がい者のニーズに応じた支援が整備、強化されることとなる。</p>
	<p>身体障害者手帳</p>	<p>体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けることができる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、肝臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。</p>
	<p>精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けることができる。手帳の等級は、重い方から1級～3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。</p>
	<p>成年後見制度</p>	<p>知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見とがある。法定後見は後見、補助、補佐の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人は全ての代理権を有し、補助、補佐は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。</p>
	<p>相談支援専門員</p>	<p>相談支援従事者研修を受講した者であって一定の条件を満たした者のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する者をいう。</p>
<p>た行</p>	<p>地域活動支援センター</p>	<p>障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設をいう。</p>
	<p>地域共生社会</p>	<p>制度・分野ごとの『縦割り』や「支えて」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいう。</p>
	<p>特別支援学級</p>	<p>平成19年4月に施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」において、障がいのある子どもが通学する特殊学級が名称変更したもの。小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のことをいう。</p>

	特別支援教育	平成 19 年 4 月に「特別支援教育」が「学校教育法」に位置づけられたことにより、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものをいう。
な行	難病	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。 難病医療費助成制度の対象疾病は、令和 3 年 11 月 1 日から 338 疾病（小児慢性特定疾病医療費助成制度は 788 疾病）とされているが、障害者総合支援法の対象となる疾病は 366 疾病である。
	日常生活自立支援事業	日ごろの生活に不安がある人の福祉サービスの支援や、お金の管理を行う事業をいう。
は行	発達障がい	自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症（ADHD）、学習症（学習障がい）、チック症、吃音など、これに類する障がい特性であって、その症状が通常低年齢において発現するものをいう。 特性を重ねて持つ場合も多く、それぞれの障がいを明確に分けて診断することが難しいことが知られており、年齢や環境により目立つ症状が異なるため、診断された時期により、診断名が変わる場合もある。
	バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁をふくめて、それらを取り除くことを指す。
	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」という。「災害時要援護者」というかわりに、平成 25 年 6 月の「災害対策基本法」の改正から使われるようになった。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、「民生委員法」によって設置が定められており、児童委員は「児童福祉法」により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。
や行	ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。

	優先調達推進法	障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立を促進することを目的とする法律。
	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように設計された製品・情報・環境のデザインのことをいう。
	要約筆記者	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く(入力する)スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。
ら行	ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。
	リハビリテーション	運動障がいの機能回復訓練といった意味で用いられることもあるが、障がい者等の身体的、精神的な適応能力回復のための技術的訓練、障がいにかかわらず人間らしく生きることができるようにするための技術及び社会的、政策的対応の総合的体系といった意味でも用いられる。
	療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けることができる。障がいの程度は、重い方からA判定、B判定、C判定と記載される。

第5次平群町障がい者計画・
第7期平群町障がい福祉計画・
第3期平群町障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：平群町

〒636-8585

奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

電話 0745 - 45 - 1001 F A X 0745 - 45 - 0100